

はじめに

本市では、「宮崎市市民活動推進条例」に基づき、平成16（2004）年3月に既存の「宮崎市ボランティア活動支援基本方針」を見直し、「宮崎市市民活動推進基本方針」（平成25（2013）年3月改訂）を策定し、市民、市民活動団体、事業者、市との協働により、市民活動を推進してまいりました。

このような中、私たちを取り巻く環境は、高齢化の進展に加え、共働き世帯や定年後の就労者の増加のほか、個人の価値観が多様化し、プライバシー意識も高まるなど、地縁や対人によるコミュニティが生まれにくい構造に変化してきております。

このように、地域社会や家庭における相互扶助の機能が低下している一方で、多様化するニーズに伴い、子育て、教育、環境、福祉、文化、国際交流、まちづくりなど公共の領域は拡大しております。

今回の基本方針の改訂におきましては、平成30（2018）年3月に本市が策定した「第五次宮崎市総合計画」を踏まえ、多様で自律性のあるコミュニティの形成を目指し、市民活動を担う人材の育成や、多様な主体が連携しやすい環境を整備していくため、本市が取り組んでいく施策をまとめております。

今後とも、本方針に基づき、市民、市民活動団体、事業者、市が適切に役割を分担し、相互に連携しながら、「すべての市民が相互に支え合う地域社会の実現」を目指してまいりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本方針の策定にあたり、活発にご議論いただきました「宮崎市市民活動推進委員会」及び「宮崎市市民活動推進基本方針改訂に関する市民懇話会」の皆様をはじめ、アンケート等において貴重なご意見をいただきました皆様に対しまして心から感謝申し上げます。

令和2（2020）年3月

宮崎市長 **戸 敷 正**

目 次

第1章 基本方針策定の目的

- 1 方針改訂の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 社会情勢の変化・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 方針の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 基本理念と協働のルール・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 市民活動の基本理念・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 市民活動で期待されている役割・・・・・・ 5
 - (3) 市民活動における協働のルール・・・・・・ 6
- 4 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 市民活動の現状と課題

- 市民活動の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (1) 市民活動団体の現状認識・・・・・・・・・・ 12
 - (2) 市民活動における多様な主体の関係・・・・ 12

第3章 市民活動における協働のあり方

- 1 基本目標の実現に向けた取組の方向性・・・・ 16
 - (1) 地域内分権の推進・・・・・・・・・・・・ 16
 - (2) 中間支援機能の強化・・・・・・・・・・・・ 18
 - (3) 市民活動の拠点の確保・・・・・・・・・・・・ 18
 - (4) 地域自治区と市民活動のエリア・・・・・・ 18
- 2 多様な主体の役割分担・・・・・・・・・・・・ 19
 - (1) 市民活動の推進・・・・・・・・・・・・ 19
 - (2) 協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 20

第4章 市民活動推進のための基本施策と主要施策

- 1 基本施策について・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (1) 基本施策・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (2) 主要施策・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (3) 主要施策に取り組む主体・・・・・・・・・・・・ 24
 - (4) 主要施策の推進と効果の検証・・・・・・・・ 24
- 2 基本施策を構成する主要施策について・・・・ 26
 - (1) 市民意識の醸成・・・・・・・・・・・・ 26
 - (2) 人材の育成・・・・・・・・・・・・ 28
 - (3) 環境の整備・・・・・・・・・・・・ 30
 - (4) 協働の推進・・・・・・・・・・・・ 32

第5章 基本施策の実効性を高めるために

- 協働の取組を推進するプラットフォームの構築・・・・ 36

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39



第 1 章 基本方針策定の目的

第1章 基本方針策定の目的

1 方針改訂の背景

(1) これまでの取組

本市では、良好な地域社会の実現に向け、必要不可欠な「共助」の意識を高めるため、平成10（1998）年12月に「宮崎市ボランティア活動支援基本方針」を策定し、ボランティア活動を推進してきました。

具体的な取組としては、宮崎市社会福祉協議会を中心に、福祉分野のボランティア活動が活発に行われてきましたので、これらの取組をもとに、地域で友愛と相互扶助を高めるための核となる組織として、「地区社会福祉協議会」の組織化を支援するとともに、平成12（2000）年8月に中間支援機能を有する「市民活動支援センター」（平成18（2006）年4月に「市民活動センター」へ名称変更）を設置するなど、ボランティア活動に対する環境整備や支援制度の充実を図っています。

また、市民のニーズや価値観を大切にし、市民が相互に支え合う地域社会づくりに向けて取り組んでいくため、平成13（2001）年4月に「宮崎市市民活動推進条例」を施行するとともに、平成16（2004）年3月には「宮崎市市民活動推進基本方針」（平成25（2013）年3月改訂）を策定し、市民、市民活動団体、事業者、市の役割分担のもと、市民活動を推進するとともに、それぞれが役割や責任を認識し、協力して協働による取組を進めてきました。

そのような中で、福祉分野を中心に取り組まれてきた個人や団体によるボランティア活動は、ライフスタイルの変化や市民ニーズの変化などに伴い、防犯・防災、環境、教育、伝統文化といった多くの分野に広がり、「まちづくり」に貢献する団体も多く見られるようになりました。

その後、平成の大合併による新宮崎市の誕生を機に、地域の多様性を生かし、それぞれの特性やニーズにあったまちづくりを推進するため、平成18（2006）年1月に地域自治区制度を導入するとともに、平成28（2016）年6月には、「宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例」を制定し、自治会をはじめ、市民や市民活動団体等で構成する地域まちづくり推進委員会、事業者、市の役割を明確にし、協働の取組の更なる推進を図っています。

(2) 社会情勢の変化

本市では、個人や様々な団体が活動し、その多くが、人材不足やスタッフの固定化、活動への参加者の減少などの課題を抱えています。これは、高齢化の進行に加え、共働き世帯や定年後の就労者の増加のほか、道路や公共交通網、ICT^{※1}などのインフラ^{※2}整備が進み、都市型のライフスタイルが普及することで、個人の価値観が多様化し、プライバシー意識も高まるなど、地縁や対人によるコミュニティが生まれにくい構造に変化していると言えます。

このように、地域社会や家庭における相互扶助の機能が低下している一方で、多様化するニーズに伴い、子育て、教育、環境、福祉、文化、国際交流、まちづくりなど公共の領域は拡大しています。

このような中で、特定の課題や目的の達成に向けて取り組む地区社会福祉協議会やNPOなどの活動をはじめ、事業者の社会貢献を目的とした活動、社会的な問題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネス※³の進展のほか、地域の多様な主体が有する資源を共有し、モノやサービスなど、生活の質を高める社会的な仕組み、いわゆるシェアリングエコノミー※⁴の取組が広がりを見せるなど、地域社会を取り巻く環境も変容しています。

平成27（2015）年9月に国連で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、『誰一人取り残さない』社会の実現を目指し、令和12（2030）年を年限に17の目標が設けられています。この中では、あらゆる主体が、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととされていますので、広範な分野にわたる市民活動には、持続可能な地域社会の実現に向け、SDGsを軸に、新たな価値を生み出していくことが求められます。

このような社会環境の変化を捉え、市民、市民活動団体、事業者、市が適切に役割を分担し、相互に連携しながら、市民活動を推進することで、市の総合力を高めていけるよう、基本方針を改訂するものです。

※1 ICT：Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術。

※2 インフラ：infrastructure（インフラストラクチャー）の略。社会基盤となる施設等。

※3 ソーシャルビジネス：社会問題の解決を目的にしたビジネスで、自らが事業収益を上げ、継続的に取り組む事業。

※4 シェアリングエコノミー：モノ、サービス、場所などを多くの人と共有、交換して利用する社会的な仕組み。

2 方針の位置付け

本方針は、宮崎市市民活動推進条例第8条に基づき、市民、市民活動団体、事業者、市の役割を明確にし、市民活動の推進に関する施策を総合的、かつ計画的に実施するため、定めるものです。

また、本方針の改訂は、「第五次宮崎市総合計画（計画期間：平成30（2018）年度～令和9（2027）年度）」との整合を図り、多様で自律性のあるコミュニティを形成するため、市民活動を担う人材を育成し、多様な主体が連携しやすい環境を整備していきます。

【第五次宮崎市総合計画（抜粋）】

基本目標 2 良好な地域社会が形成されている都市

重点項目 2-2 多様で自律性のあるコミュニティを形成する「地域力の向上」

地域課題の解決に向け、地域が主体的に、あるいは行政と協働して取り組めるよう、地域内分権を推進し、防災や福祉など、市民ニーズに合った公共サービスの提供につなげていくとともに、移住者の受け入れ環境の整備を図ることで、多様性があり、自律性の高いコミュニティの形成を目指します。

- 地域協議会が地域における意思決定の場となるよう、地域自治区事務所の機能強化を図ります。
- 地域の多様な主体が公共の担い手となるよう、地域活動や市民活動を担う人材を育成するとともに、様々な活動団体等の連携を促進することで、自律性の高いコミュニティの形成を図ります。
- 各地域のまちづくりの方向性である地域魅力発信プランに即した取組を支援するとともに、地域資源を生かし、ビジネスの手法を用いて、課題の解決に向けた取組を促進します。

主要施策 1 地域コミュニティの活性化

- 「宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例」に基づき、支え合い、助け合いの精神を大切にしながら、市民、自治会、地域まちづくり推進委員会、事業者や行政などが相互に役割を理解し、協働による取組を推進します。
- 地域協議会を中心とした住民自治の体制の充実を図るため、地域協議会の事務局である地域自治区事務所の機能を強化し、市民の主体的なまちづくりへの参加を促進します。
- 自治会が活動しやすい環境の整備を図るとともに、自治会加入や活動への参画に関する市民の理解を促進します。
- 地域の活性化を図り、地域魅力発信プラン実現を目指すため、地域まちづくり推進委員会を中心に、地域の特性を生かし、課題の解決に向けて、交付金制度等を有効に活用し、効率的、かつ効果的に取り組むなど、地域の多様な主体の連携を促進します。
- ボランティアやNPO等の市民活動を支援するとともに、市民活動団体間の連携や、市民活動と地域の連携を図るため、市民活動センターの機能を充実するなど、市民が市民活動に参加しやすい環境の整備に努めます。
- 複雑・多様化する地域課題の解決に向け、地域の多様な主体の活動やまちづくりを担う人材の育成を支援するとともに、ビジネスの視点を持った取組を促進し、地域の自律性を高めます。
- 集会機能を持つ公立公民館等が、地域の多様な主体の交流や活動の拠点となるよう、長寿命化や計画的な施設整備を図るとともに、公民連携を見据えながら、地域ニーズに対応した運営を行います。

3 基本理念と協働のルール

(1) 市民活動の基本理念

市民のニーズや価値観の多様化により、公共の領域は拡大しており、一律の制度やサービスなどでは対応が難しくなっているため、様々な分野において、市民、市民活動団体、事業者、市が、それぞれの役割を認識し、対等の立場で協力しながら、相互に補完し合う「協働」により、市民活動に取り組んでいくことが求められています。

そこで、本方針では、宮崎市市民活動推進条例第3条の規定に基づき、「すべての市民が相互に支え合う地域社会の実現」を基本理念とします。

また、本方針の基本目標は、基本理念や「第五次宮崎市総合計画（計画期間：平成30（2018）年度～令和9（2027）年度）」に掲げている本市のまちづくりの基本姿勢「地域に愛着をもち、新たな価値を共に創る」を踏まえ、「協働・共創の取組による新たな価値の創出」とします。

基本理念

すべての市民が相互に支え合う地域社会の実現

基本目標

協働・共創の取組による新たな価値の創出

(2) 市民活動で期待されている役割（宮崎市市民活動推進条例第4条から第7条）

① 市民

市民は、市民活動の社会的意義について理解を深め、自ら積極的に市民活動を推進することが求められています。

② 市民活動団体

市民活動団体は、市民活動の社会的責任を自覚し、市民活動が広く市民に理解されるよう努めるとともに、市民活動を担う人材を育成することが求められています。

③ 事業者

事業者は、事業者の行う市民活動の社会的意義について理解を深め、地域社会の一員として、積極的に市民活動を推進することが求められています。

④ 市

市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重し、市民、市民活動団体及び事業者との協働により、市民活動の推進に関する施策を総合的、かつ計画的に実施することが求められています。

(3) 市民活動における協働のルール

本方針により、市民活動を推進していくには、市民、市民活動団体、事業者、市の相互理解を深め、信頼関係を構築し、協働して取り組んでいくことが不可欠になります。ここには、「協働」のルールを示しています。

① 協働する意義

ア 公共の領域における担い手の多様化

協働の取組を積み重ねることで、幅広い世代の参加が得られ、性別や国籍に捉われず、公共の領域を多様な主体で担う環境が整います。

イ 市民の公益活動や市政に参画する場の拡大

協働により、市民の公益活動の場が創出され、市政参画の場を拡大することができます。

ウ 的確できめ細かなサービスの提供

行政サービスは、公平性を重視し、一律の提供になりますが、協働により、利用者のニーズに合ったサービスの提供ができます。

エ 新たなニーズの発掘と課題の解決

個々の団体等では、ニーズや課題の把握が困難ですが、協働により、新たなサービスや課題の解決につなげることができます。

オ 自律性の高いコミュニティの形成

協働により、より良い地域社会の形成を目指して、自発的に課題の解決に携わることで、自治意識や課題解決のスキルが高まります。

② 協働の原則

ア 市民、市民活動団体、事業者、市が守ること

・ 対等の原則

相互の自立性、自主性を尊重し合い、対等な関係のもとで、協働を進めます。

・ 目的や目標の共有

協働で行う事業の目的を共有し、事業で達成する目標を共有します。

・ 相互の理解

互いの違いを認め、対話を進めながら、相互理解を深め、信頼関係を構築します。

・ 守秘義務

協働で行う事業の過程で知り得た個人情報や秘匿が必要な情報の守秘義務を果たします。

・ 評価の実施

目標に対する成果、協働の効果を中心に、事業の結果を関係者で評価、点検し、明らかにした課題を次の取組に生かします。

- ・ 透明性の確保

協働で行う事業の経過や評価を公表することで、透明性を確保し、市民への説明責任を果たします。

イ 市民、市民活動団体、事業者が守ること

- ・ 公金を使う際の自覚と責任

公金を使う際、その認識を持ち、適正な使途に努め、市とともに、市民への説明責任を果たします。

ウ 市が守ること

- ・ 組織内部の連携

部局横断的に、ニーズや課題に対応していくため、組織内部の連携を強化します。

- ・ 市民活動に対する理解と配慮

市民活動が、経営体やボランティアという多様な運営形態であることを認識し、個々の団体の特徴に配慮するなど、地域社会の実情に合った協働のあり方を探求します。

③ 協働の形態

地域社会のニーズや課題に対応していくには、市民、市民活動団体、事業者、市による主体間の協働が不可欠になりますが、その形態としては、「政策提言（企画立案）」「情報交換・共有」「後援・協賛」「補助・助成」「委託」「共催」「事業協力」「人材交流」「公共財産の活用」などが考えられます。

4 用語の定義

本方針では、「すべての市民が相互に支え合う地域社会の実現」を目指す観点から、市民活動が公益性を持って取り組まれていることを前提とします。ここでは、共通認識のもと、市民活動を推進するため、関連用語を定義します。

① 市民活動

営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向け、市民が自発的、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動です。ただし、宗教活動や政治活動を主な目的とする活動を除きます。

市民活動のうち、地域まちづくり推進委員会をはじめ、自治会や自治公民館、PTA、子ども会の活動など、主に地域住民で構成する団体が、課題の解決に向けて取り組むものを地域活動と言います。

② ボランティア活動

個人や団体が、他の人々や地域社会のために自発的、自主的に行う公益的な活動のことです。ボランティア活動は、無償を基本としていますが、活動する側の負担を軽減するため、受益者に対し、交通費や食事代等に係る経費を求める場合もあります。

③ N P O

Non Profit Organization 略で、「民間非営利組織」と訳されます。広義では、市民の自主的な参加による自発的な活動を行う団体で、共益的な活動を行うものを指します。このうち、社会的な責任を有し、社会貢献性の高い非営利活動を行う組織を、狭義のN P Oと言います。

また、特定非営利活動促進法（N P O法）に定める20分野の活動を行うN P Oに対し、「特定非営利活動法人」として法人格を付与した組織を「N P O法人」と言います。

本方針では、市民が主体となって、自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない組織の総称と定義します。

N P O		法 人	任意団体
広義	狭義	特定非営利活動法人	市民活動団体、ボランティア団体
		認可地縁団体	自治会・自治公民館組織など
		社団・財団法人、社会福祉法人、学校法人	地区社会福祉協議会、消防団など
			PTA、老人クラブ、子ども会など
		協同組合	業界団体、営農組織など

④ 地域自治区

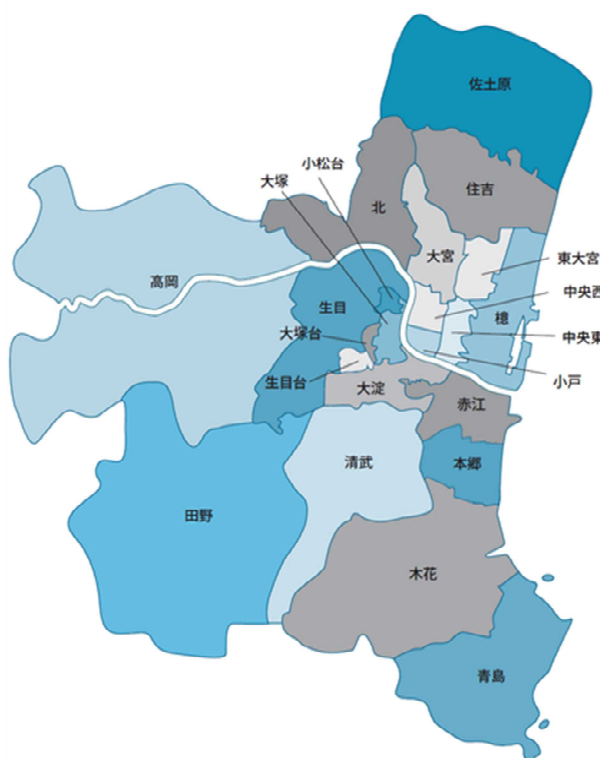
市では、多様化する市民ニーズや課題への対応をはじめ、地域の特性や資源を生かし、多様で、魅力あるまちづくりを推進するため、平成18（2006）年1月の合併を契機に、地域自治区制度を導入しています。

地域自治区には、市の附属機関として、まちづくりの政策決定のほか、市民や市民活動団体の意見調整等を行う「地域協議会」、その事務局を担い、行政サービスを提供する「事務所」を設置しています。

また、地域自治区には、区域内の全ての住民を対象に活動する「地域まちづくり推進委員会」が組織され、地域コミュニティ活動交付金を活用し、地域課題の解決に向け、様々な事業を展開しています。

＜ 地域自治区の面積と人口：令和2（2020）年1月1日現在（住民基本台帳人口）＞

地域自治区			面積 /k㎡	人口 /人
旧宮崎市本庁管内	1	中央東	4.1	26,773
	2	中央西	3.6	20,124
	3	小戸	2.0	10,891
	4	大宮	12.3	24,081
	5	東大宮	5.8	17,753
	6	大淀	11.9	22,841
	7	大塚	3.9	20,808
	8	櫛	17.1	39,832
	9	大塚台	1.1	6,521
	10	生目台	1.7	7,342
	11	小松台	0.8	6,926
旧宮崎市支所管内	12	赤江	13.6	35,395
	13	本郷	12.1	21,378
	14	木花	65.5	11,930
	15	青島	41.8	3,675
	16	住吉	26.8	21,937
	17	生目	34.5	12,029
	18	北	27.3	6,737
旧町域	19	佐土原	56.8	34,510
	20	田野	108.3	11,222
	21	高岡	144.6	11,249
	22	清武	47.8	28,678



⑤ 地域協議会

地域自治区における市民の声を市政に反映させるため、地方自治法で定められている組織で、地域住民が構成員となり、市に対して、意見や提言を行います。また、地域の現状や課題を把握し、まちづくりの方向性などの政策決定のほか、市民や市民活動団体等の意見の集約や調整を行うなど、地域自治区における協議機関として、地域のまちづくりの取組を推進しています。

⑥ 地域まちづくり推進委員会

住民が自らの意志で組織し、地域協議会の承認を受けた団体であり、個々の団体では、解決が困難な課題やニーズに対応するなど、地域自治区を単位に、様々な団体と連携しながら、市民活動に取り組む実動組織です。市民や市民活動団体が構成員となり、主体的に、あるいは地域内外の多様な主体と協力して、防犯・防災、地域福祉、環境、教育、伝統文化などの様々な事業を実施しています。

⑦ 中間支援

市民活動を担う人材の育成、組織運営に資する取組を推進するとともに、人材や資金、情報、サービス等を提供する様々な主体同士をマッチングするなど、事業の実効性の向上や組織の基盤強化などにつながるよう、活動の支援を行うことを言います。

⑧ 公共の領域

市（行政）だけでなく、市民の参加と選択のもと、市民活動団体や事業者が、医療、福祉、教育、子育て、まちづくり、学術、文化、環境、雇用、国際協力、防災等の分野において、公共サービスの提供にかかわる範囲を指します。公共の領域では、多様なニーズに応えるサービスが、市民、市民活動団体、事業者、市（行政）により、効率的、かつ効果的に提供されることが基本になります。そのため、行政サービスも公共の領域に含まれます。



第2章 市民活動の現状と課題

第2章 市民活動の現状と課題

市民活動の現状と課題

本市では、市民活動センター等の中核拠点を整備し、財政支援や人的支援のメニューを設けるなど、様々な活動分野において、協働によるまちづくりを推進しています。

(1) 市民活動団体の現状認識

本方針の改訂に当たり、市民活動センターの登録団体を対象にアンケートを実施しましたが、活動分野としては、「保健、医療、福祉」が最も多く、「子どもの健全育成」「学術、文化、芸術、スポーツ」「まちづくり」「環境保全」が続いています。

市民活動団体の活動の中心を担う年齢層は、「60歳代」が36.2%と最も多く、「70歳代以上」の15.1%と合わせると、60歳代以上が全体の5割を超えています。

また、市民活動団体の今後の展望としては、「活動は現状を維持し、新しい会員を取り入れながら継続したい」が54.4%で最も多くなっています。他の市民活動団体等や市との協働の実績は、約6割があるとし、約7割が、今後、他の市民活動団体等や市との協働を求めているとの結果になっています。

さらに、市民活動団体が抱える課題としては、人材面では「会員の高齢化」「新規会員の確保」、活動面では「モチベーションの維持」「活動をPRする場の確保」、運営面では「資金確保」「事務作業の負担」が多くなっています。

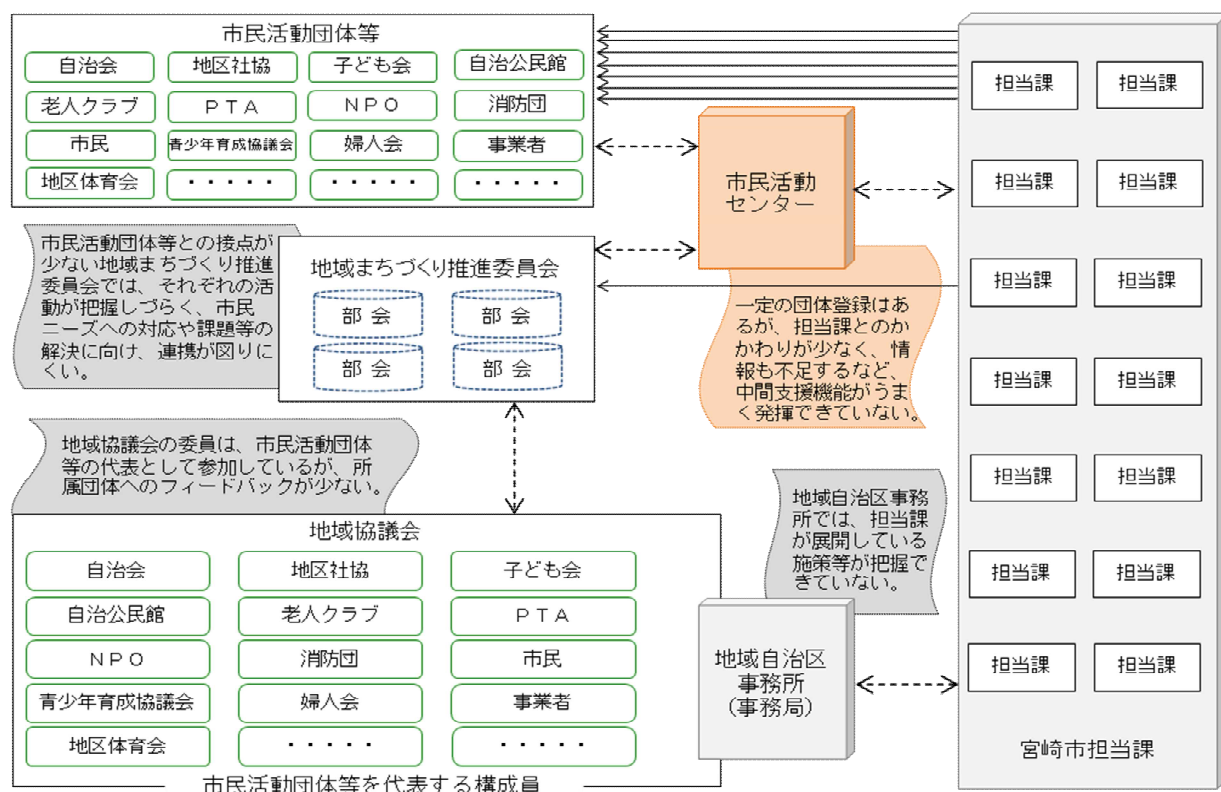
(2) 市民活動における多様な主体の関係

このような中で、人口減少や社会構造等の変化に伴い、全世代型の地域包括支援体制の構築やコミュニティバス等の地域公共交通網の確保など、地域が抱える課題も多様で高度化していますが、アンケート結果にも見られるとおり、市民活動団体では、世代交代がうまく進まず、活動における負担感も増していますので、市における施策のあり方も検討していく必要があります。

また、自治会などの地縁型組織では加入率が減少し、労力や費用を負担せず、利益を享受する問題が生じるとともに、市における部局間の連携が不足し、類似の取組が生まれたり、特定の人材に負担が集中したりするなど、事業や活動の継続性が課題となっています。

地域社会を取り巻く環境の変化に適切に対応し、多様な主体が連携しやすい環境を整備するには、市民、市民活動団体、事業者、市の役割分担を明確にし、地域社会の実情に応じた取組を推進していく必要があります。

ここでは、市民活動における現状や課題について、市民活動団体、地域協議会や市などの関係を図に示し、各主体の実態や課題等を整理しています。



① 市民活動における市民活動団体等の現状と課題

- ・ 地域社会の課題が多様で高度化する中、市民活動団体では、世代交代が進んでいないため、特定の人材に負担が集中しており、専門的なスキルやノウハウが不足しているところもある。
- ・ 個々の市民活動団体の取組が進む一方で、類似の事業も見られる。
- ・ 地域協議会は、市民活動団体等の代表で構成しているが、団体間を調整したり、それぞれの団体等が抱える課題を協議する場になっていない地域もある。
- ・ 地域まちづくり推進委員会が、連携や補完といった形で、他の市民活動団体等と結びつきが弱く、地域自治区を横断する組織となっていない地域もある。

② 市民活動における市の現状と課題

- ・ 地域社会の課題が多様で高度化する中、市民活動にかかわる人材の育成や活動に参画する機会の提供など、市民活動センター等の中間支援機能が不足している。
- ・ 地域協議会の事務局である地域自治区事務所に、市民活動に係る市の施策や課題等の情報が集まらないため、地域協議会への情報提供が不足し、地域協議会が団体間の調整や政策決定する場になっていない。
- ・ 地域自治区に対する認識（地域協議会や地域まちづくり推進委員会等の役割など）が低く、担当課では、それぞれに関与し、個別に市民活動団体等を支援しているため、類似の事業が生まれるなど、地域力を分散させている。



第3章 市民活動における協働のあり方

第3章 市民活動における協働のあり方

1 基本目標の実現に向けた取組の方向性

本市では、市民活動における現状や課題、社会情勢の変化等を踏まえ、基本施策の方向性を定め、多様な主体の協働による取組を推進していきます。

(1) 地域内分権の推進

地域の特性や課題は、多様であり、一律の基準で運営することは難しくなっています。

そこで、市民、市民活動団体、事業者、市の役割分担のもと、多様な主体が、課題の解決に向け、主体的、あるいは連携して取り組めるよう、市民生活に最も身近な行政である地域自治区事務所の市の施策への関与を高め、地域社会の実情を踏まえ、制度の見直しや事業の構築ができるようにする必要があります。

① 受け皿の整備

近年、全国各地で、地震や台風、集中豪雨などによる自然災害が発生していますが、被害を最小限に抑えるための環境整備をはじめ、市民一人一人の災害に対する備えの強化といった「総合防災対策」のほか、高齢者の日常生活を支える「地域包括ケアシステム」の構築、更には、地域における全ての関係者が、他人事ではなく、我が事として、日常生活における課題を受け止め、丸ごと対応していく「我が事・丸ごと」の地域共生社会を実現していくことが求められています。

これらの取組は、協働による取組の一環と捉え、市民や職員の意識のより一層の醸成を図るとともに、市として、横断的、かつ迅速に対応していかなければなりません。なお、地域自治区では、地勢をはじめ、人口や産業構造なども異なり、地域のニーズや課題、変化のスピードや取組内容も一様ではないため、自主性や多様性を踏まえ、可能な地域から対応していく必要があります。

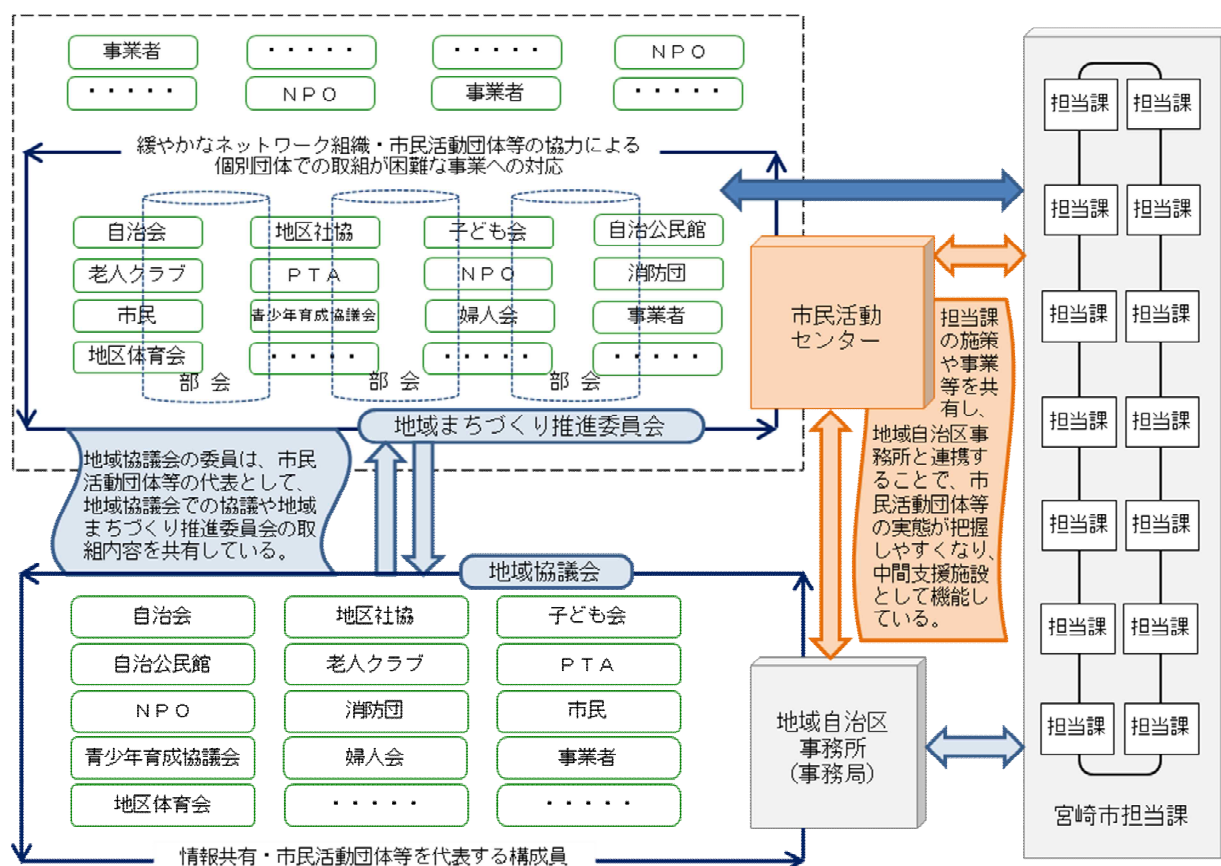
また、地域自治区事務所が、一定の事務権限を有し、地域協議会と連携しながら、迅速、かつ適切に対応していくには、職員配置などの体制も重要になることから、将来的には、複数の地域自治区の核となる地域自治区事務所を設置したり、複数の地域自治区を一つの地域自治区事務所で所管したりすることも考えられます。

② 多様な主体の関係

市民活動団体には、それぞれ自主的に、自立して活動していくことが求められますが、地域協議会は、市民や市民活動団体等を代表する組織であるため、それぞれの意見調整をはじめ、地域自治区におけるビジョンの策定や提言のとりまとめといった政策決定などを行うとともに、地域まちづくり推進委員会が、地域の多様な主体で構成するネットワーク組織となり、課題の解決に

向けて取り組めるよう、地域協議会を中心に、市民活動団体や事業者等との協力関係を築いていく必要があります。

ここでは、市民活動における市民活動団体、地域協議会や市などの関係のあり方を図に示し、各主体の将来像を整理しています。



- ・ 市民、市民活動団体、事業者、市の適切な役割分担のもと、それぞれが主体的に、あるいは連携して取り組んでいる。
- ・ 市民ニーズや課題の解決に向け、中間支援機能を有する市民活動センター等の支援のもと、市民活動団体等が、主体的に取り組むとともに、地域まちづくり推進委員会が、地域内外の多様な主体と緩やかなネットワークでつながり、個々の団体等では対応が困難な事業に取り組んでいる。
- ・ 地域協議会が、地域住民や市民活動団体等を代表する組織となり、市民活動団体等の調整のほか、それぞれが抱える課題を協議し、地域自治区におけるまちづくりの政策決定等を行っている。
- ・ 地域自治区事務所に担当課の関連施策等の情報が集約され、事務局として、地域協議会に適切に情報提供するなど、担当課と連携しながら、横断的に対応するとともに、地域自治区事務所が地域社会の実情に合った事務権限を持ち、それぞれ異なる体制で必要な事務を担っている。

(2) 中間支援機能の強化

市民活動を持続可能なものにするには、市民活動団体等が、主体的に取り組むことが求められますが、人口や社会構造が大きく変化していく中、多くの団体等で、人材や財源の確保が課題となっています。

そこで、市民活動センター等を中心に、様々な情報の発信をはじめ、活動に必要なスキルやノウハウの習得につながる人材育成のほか、専門家と専門性を必要とする団体等とのマッチング、補助金等のメニューの紹介やその獲得に向けた支援、会計処理や法人化に向けたアドバイスなど、市民活動団体等に出向いて働きかけるといった取組を含め、中間支援機能を強化していく必要があります。

(3) 市民活動の拠点の確保

市民活動団体等が、その活動を継続していくには、拠点の確保はもとより、活動に関心を持ち、必要な人材を育成することが求められますので、生涯学習の要素が不可欠となります。本市では、市民活動の拠点として、市民活動センターを設置し、地域には、生涯学習に加え、市民活動の拠点となる公共施設として、公立公民館や交流センター等を整備しています。しかしながら、それぞれの機能が十分に連動しているとは言えませんので、市民目線で、より一体的な運用が図られるよう、地域の意向も踏まえて、指定管理者制度の導入など、公民連携の取組を進めていく必要があります。

また、公立公民館や交流センター等の公共施設の管理運営に指定管理者制度等を導入し、市民活動団体等が施設の管理運営を担うことで、市民活動にかかわる人材の雇用を生み、多様な主体との連携が図りやすくなるよう、中間支援機能を付加することで、活動の継続性や実効性を高めていくことも考えられます。

(4) 地域自治区と市民活動のエリア

市民活動は、それぞれ目的や対象が異なるため、そのエリアは、必ずしも地域自治区と一致していませんが、人材や財源を確保し、活動を継続していく観点からは、地域まちづくり推進委員会をはじめ、市民活動団体や事業者等との連携が重要になると考えられます。

また、市民ニーズや課題の解決に向けた取組は、一つの地域自治区で捉えられるもの、同じ地域自治区の中でも、小さいエリアで対応する必要があるもの、地域自治区を越えて連携する必要があるものなど、様々な展開が考えられますので、地域まちづくり推進委員会の活動は、地域自治区を基本にしながらも、市民活動団体等の活動を踏まえ、柔軟に対応していく必要があります。

2 多様な主体の役割分担

(1) 市民活動の推進

市民、市民活動団体、事業者、市が、市民ニーズや課題に適切に対応していくには、個々の活動だけではなく、個々に対応できないところは相互に連携することが重要になりますので、本市では、地域の多様な主体の特性や役割などに基づき、活動主体を「自助」「互助」「共助」「公助」に区分し、市民活動を推進することとしています。

そこで、市民、市民活動団体、事業者、市が有する資源や得意分野を生かし、協力して取り組む（協働）とともに、市民活動団体等が事業の経済性を高めるため、市をはじめ、専門性や経営ノウハウを有するNPOや事業者と連携して取り組む（共創）ことで、地域の多様な主体が目的を共有し、対等な立場で協力しながら、新たな価値の創出を図っていきます。

ここでは、市民活動における地域の多様な主体の役割分担のあり方のほか、市民活動における取組の実効性を高めるため、市民活動団体、事業者、市が連携して取り組む「協働」と「共創」の領域を整理しています。

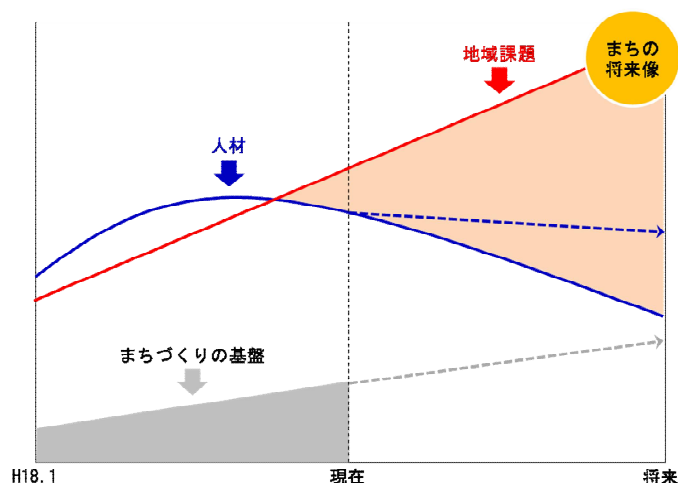
← 市民主導	市民、市民活動団体、事業者や市が連携し、地域課題の解決に向けて取り組む領域			市主導 →
	協働			
自助	互助		共助	公助
市民が自主的、自発的に行動する領域	・市民や各種団体等の自主的、自発的な活動で市の協力が必要となる領域 ・事業者が社会貢献として、市民と取り組む領域		市民や各種団体等と市が一体となった活動で市民参画を求める領域	市の責任で処理する領域
例) 私費で対応するもの	例) 個人や家族で対応が難しく、地縁やテーマ等のつながりにより、会費や補助金を活用して取り組む事業等	例) 個々の市民活動団体等で対応が困難なもので、地域コミュニティ活動交付金を活用して取り組む事業等	例) 地域自治区のまちづくりに係る政策決定や意見調整など、市と密接に連携した取組	例) 避難所整備、防災・災害情報の配信、公立公民館・生きがい・子育て支援施設の整備・管理運営、各種保険給付等
個人・家庭	自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、PTA、NPO、事業者等	地域まちづくり推進委員会	地域協議会 (市の附属機関)	市
	小さな地域自治	大きな地域自治 【 地域自治区単位の取組 】		
	NPOや事業者、市の協力のもと、市民活動団体等が経済性のある活動※ ¹ に取り組む領域			
	共創			

- ① 市民や市民活動団体等が主体的に、または連携することで、地域の自律性を高められるよう、それぞれが対等となる関係を構築し、「自助」「互助」「共助」「公助」の補完性を確保します。
- ② 地域協議会は、市の附属機関であり、市民や市民活動団体等の意見を調整し、まちづくりの政策決定等を行うことから、その役割を明確にするため、「共助」を設け、「互助」と区別しています。
- ③ 自治会等の地縁型組織やPTA等の属性型組織、NPO等の目的型組織の取組を『小さな地域自治』に区分するとともに、この『小さな地域自治』を補完し、地域自治区を単位に活動する地域協議会や地域まちづくり推進委員会による取組を『大きな地域自治』に区分し、相互の連携体制を確保します。
- ④ 『小さな地域自治』に区分する地縁型組織や属性型組織は会員相互の支え合い、目的型組織は特定分野の活動が中心になります。『大きな地域自治』に区分する地域まちづくり推進委員会の取組は、地域自治区を単位としたもので、市民一人一人が対象となります。

(2) 協働の基本的な考え方

地域社会では、それぞれの将来像の実現や目標の達成に向け、市民活動団体等が活動しており、まちづくりの基盤は整っていますが、その多くは、人材や資金不足等の課題を抱えています。

今後、高齢化や人口減少の進行により、地域のニーズや課題は増大し、解決に向けて取り組む人材のマンパワーとのギャップが大きくなることが懸念されますので、その差をできるだけ縮小していくことが必要です。

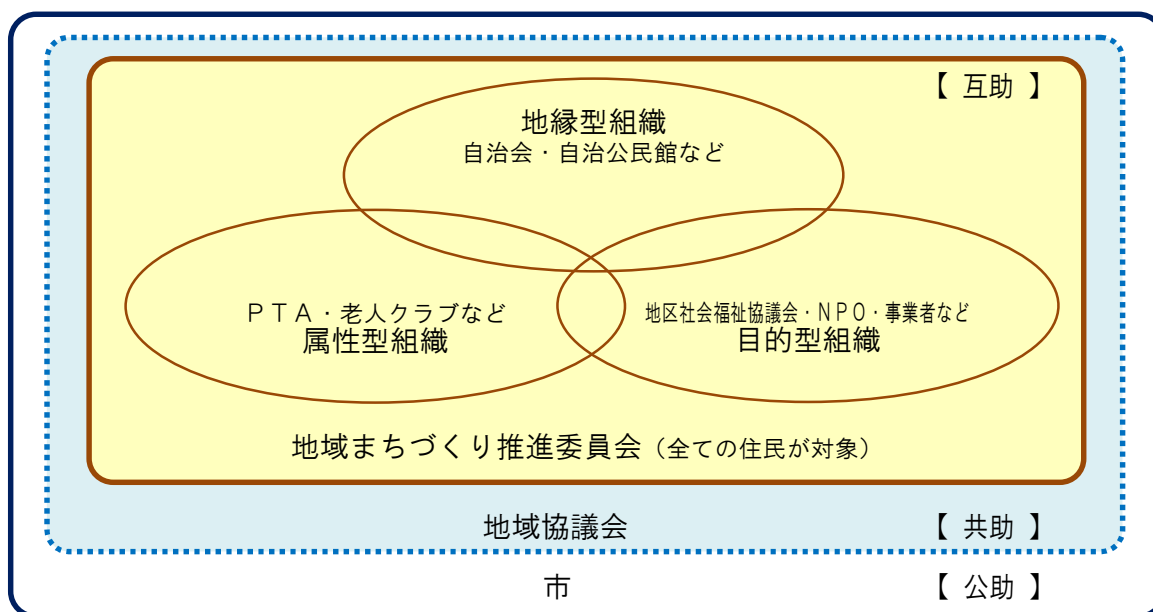


① 地域自治区を軸とした活動

地域社会では、自治会や自治公民館などの地縁型組織、PTAや子ども会、老人クラブなどの属性型組織、また地区社会福祉協議会やNPOなどの目的型組織、そして地域自治区を単位に活動する地域協議会や地域まちづくり推進委員会が様々な取組を展開しています。

また、地域まちづくり推進委員会は、市民活動団体等が緩やかにつながるネットワーク組織であり、市民ニーズや課題の解決に向け、主体的に、あるいは個々の団体等が対応できない取組を補完することが求められますので、地域の多様な主体と適切に役割を分担し、事業を実施していく必要があります。

ここでは、地域の多様な主体における関係と補完のあり方を示しています。



② 協働のパートナーの選択

市民活動団体等は、市やその他機関の補助金のほか、会費や寄附等を財源に、目標の達成や課題の解決に向け、様々な事業を実施していますが、人材不足が課題となる中、市をはじめ、それぞれの団体等が相互に活動の実態を把握していない状況もあり、同じ地域で類似の取組も見られます。

そのため、地域自治区事務所には、地域のニーズや課題のほか、市民活動団体等の活動の実態を把握し、地域協議会に情報提供するとともに、地域協議会には、それぞれの団体等の活動における負担を軽減したり、実効性を高めたりするため、事業の整理や統合に向けた調整などの役割が求められます。

また、自治会等の地縁型組織においては、労力や費用を負担せず、利益を享受することが問題となっていますので、市の施策においても、市民活動団体等が十分に役割を発揮できるよう、対象を明確にし、適切に協働のパートナーを選択していく必要があります。

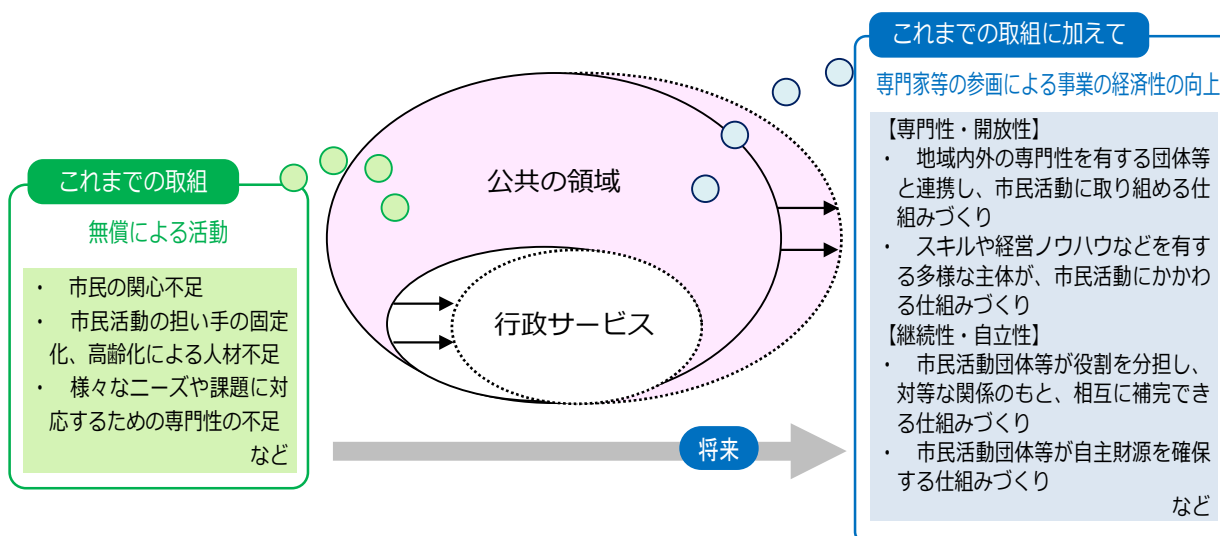
③ 市民活動の継続性

将来を見据えると、市の財政は、生産年齢人口の減少に伴い、税収は落ち込みますが、高齢化の進行に伴う社会保障費の増加、公共施設や公共インフラの老朽化等による更新費の増大などが見込まれますので、行政サービスは、限られた領域の中で、これまで以上に実効性の高い施策を展開していくことが求められます。

一方で、市民ニーズや地域課題は多様化し、公共の領域は拡大することが予想されますので、市民活動団体等と市との協働の領域は大きくなると考えられます。

しかしながら、将来にわたり、市民、市民活動団体、事業者、市が、公共の領域を担い、適切なサービス提供等につなげていくには、多くの市民活動に見られるように、無償による活動だけでは継続が難しくなると考えられます。

そこで、多様な主体が、地域まちづくり推進委員会の活動に参画したり、専門性を持つ地区社会福祉協議会やNPO等のほか、経営ノウハウを有する事業者等と協力し、一定の収益を得る事業に取り組んだりすることで、自主財源を確保し、サービス提供者に対し、必要な経費や謝金を支払えるようにするなど、経済性のある活動※¹を取り入れていくことも重要になります。



※ 1 経済性のある活動：地域社会の課題を経営的な手法を用いて解決する取組で、収益性はあるものの、事業費の一部に補助金や交付金などの充当を必要とする取組のほか、低廉な料金設定による有償ボランティアといった生業にすることが難しい取組など、既存の市場原理で対応できないものを指す。



第4章 市民活動推進のための 基本施策と主要施策

第4章 市民活動推進のための基本施策と主要施策

1 基本施策について

(1) 基本施策

市民活動は、市民が自発的、自主的に行う活動で、多様な活動形態のもと取り組まれており、活動を継続していくには、やりがいや満足感などが得られることが大切になると考えられます。

そこで、基本施策は、これらの視点を踏まえ、人材や資金、活動拠点といった経営資源を有効に活用していけるよう、宮崎市市民活動推進条例第9条に基づき、基本目標の実現に向け、(1) 市民意識の醸成、(2) 人材の育成、(3) 環境の整備、(4) 協働の推進で構成します。

(2) 主要施策

基本施策を構成する主要施策については、「宮崎市市民活動推進基本方針改訂に関する市民懇話会（以下、「懇話会」という。）」「市民活動団体の活動実態アンケート（以下、「活動実態アンケート」という。）」「宮崎市政モニターアンケート（以下、「市政モニターアンケート」という。）」の結果を踏まえ、設定しています。

(3) 主要施策に取り組む主体

市には、宮崎市市民活動推進条例第7条の規定により、市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

主要施策の推進に当たっては、宮崎市市民活動推進条例第21条に基づき、本市が設置している「市民活動センター」を中心に、市民活動を総合的に支援していけるようセンター機能の充実を図ります。

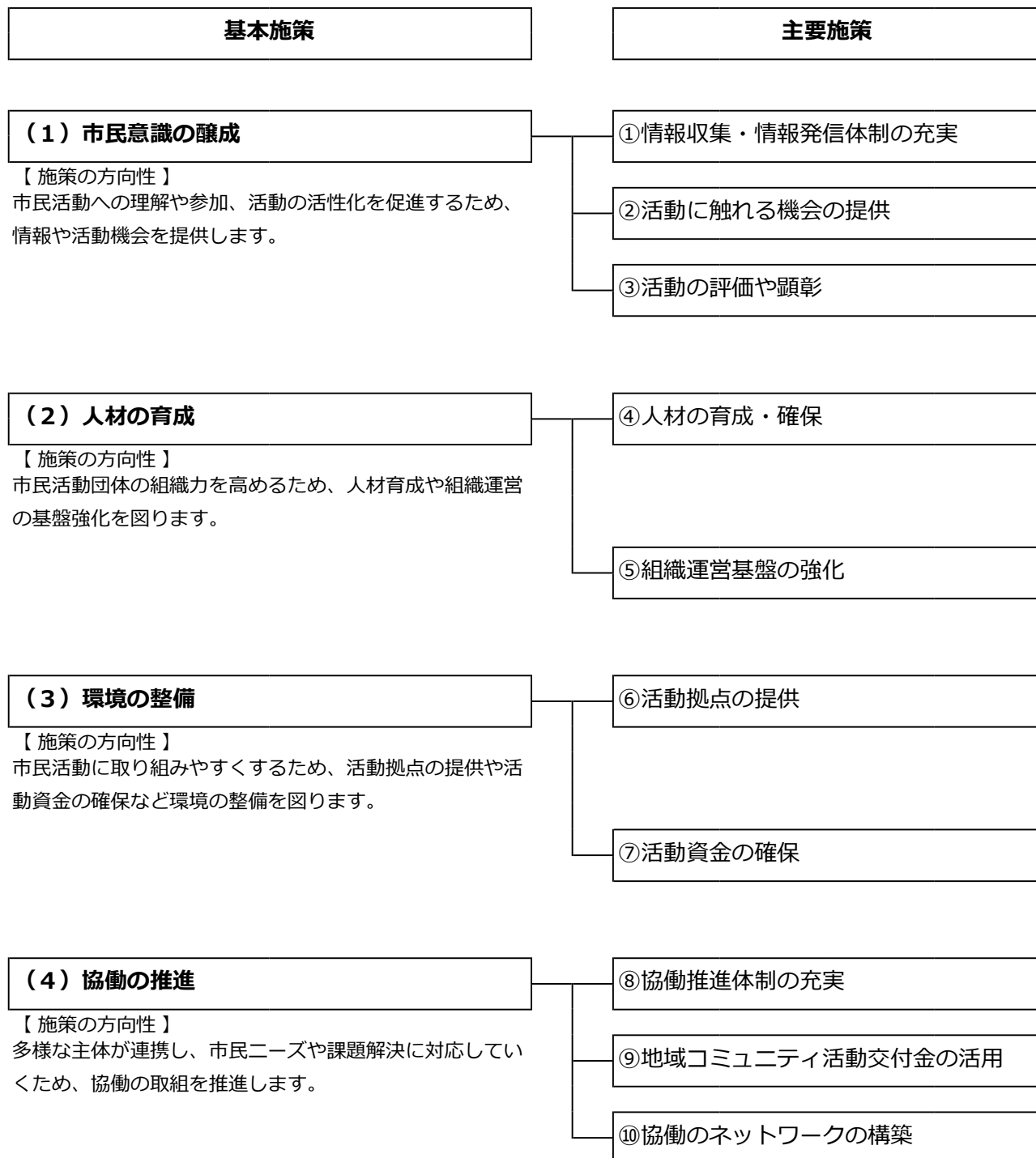
(4) 主要施策の推進と効果の検証

本市では、宮崎市市民活動推進条例第10条に基づき、市民活動の推進に関する事項を調査審議するため、学識経験者や市民活動を行う者などにより構成される「宮崎市市民活動推進委員会」を設置しています。

本委員会では、本方針における主要施策の取組の進捗について、検証を行っていきます。

基本理念：すべての市民が相互に支え合う地域社会の実現

基本目標：協働・共創の取組による新たな価値の創出



2 基本施策を構成する主要施策について

(1) 市民意識の醸成

【 施策の方向性 】

市民活動への理解や参加、活動の活性化を促進するため、情報や活動機会を提供します。

主要施策① 情報収集・情報発信体制の充実

市民活動は、市民が自発的、自主的に行う活動です。「市政モニターアンケート」では、市民活動に参加している人の割合は24.5%であり、参加していない人（過去に参加した人を含む）が7割以上（75.5%）となっています。

市民活動に参加していない、あるいは参加しない理由として、「忙しくて時間がない」と回答した人が最も多く、次いで「参加するきっかけや機会がない」「市民活動に参加する方法や手段が分からない」「市民活動に関する情報がない」という結果になっています。

このように、市民活動に参加するきっかけとなる情報が入手できず、行動に移せない状況にあることも考えられますので、市民活動に関する情報を届けることが重要になります。

また、「懇話会」においても、「知りたい情報にたどりつけない」「求めている人に届かない」といった情報収集や発信に関する課題を抱えていることが挙げられていますので、情報発信に当たっては、ターゲットを明確にし、情報提供のタイミングに考慮しながら、市民活動団体等が求めているものを整理する必要があります。

しかしながら、市民活動の分野は広範囲にわたり、求めている情報はそれぞれ異なります。

それらを踏まえ、市民活動に関する情報を集約し、市民や市民活動団体、事業者が市民活動に関する情報を容易に得ることができるよう、環境の整備を進めていきます。

【 市の取組 】

- ・ 市民や市民活動団体、事業者が市民活動に関する情報を届けるため、市民活動センターのホームページや情報誌、SNS等の様々な媒体を活用した情報発信を行います。
- ・ 市民活動団体等の目的や活動内容などの情報を、市民活動センターのホームページ上で閲覧できるようにするなど、市民活動に関する情報の一元化を進めます。
- ・ 地域自治区事務所には、担当課の関連施策等の情報を集約し、事務局として、地域協議会に適切に情報提供することで、市民活動団体等と市が情報を共有できる環境を整備します。

主要施策② 活動に触れる機会の提供

「市政モニターアンケート」では、市民活動に参加していない、あるいは参加しない理由として、「参加するきっかけや機会がない」ことが挙げられており、市民活動に参加するには、情報に触れるだけでなく、実際に活動に参加する機会があることも重要になります。

それらを踏まえ、気軽に市民活動を体験できる機会を提供することで、市民活動への参加を促していきます。

【市の取組】

- ・ 次世代を担う若い世代をはじめ、市民が気軽に市民活動を始めたり、参加したりできるよう、イベントや講座等の市民活動に触れる機会の創出を図ります。
- ・ 市民活動への参加のきっかけを提供するために、市民や市民活動団体、事業者への参加の呼び掛けや、市民活動団体等が提供する活動機会に係るプログラムの作成などに協力します。

主要施策③ 活動の評価や顕彰

市民活動は、市民が自主的、自発的に行う、社会的意義の大きい活動です。

しかしながら、「活動実態アンケート」では、市民活動団体が抱える「活動」に関する課題として、「活動を続ける意欲（モチベーション）を維持することが難しい」との回答が最も高く、「懇話会」においても、「活動を認める場の創出」が必要であることが挙げられています。

それらを踏まえ、市民活動団体等の活動を評価し、功績を称える場を設けることで、活動者のやりがいや意欲の向上を図ります。

また、地域の多様な主体で構成する地域まちづくり推進委員会が取り組む事業は、毎年度、地域コミュニティ活動交付金評価委員会にて評価検証を行い、事業の公共性や実効性を高めていきます。

【市の取組】

- ・ 市民活動団体等の活動履歴などをもとに活動を評価し、その功績が顕著な者を表彰する制度を設けます。
- ・ 公共性の高い地域まちづくり推進委員会の取組は、事業の継続性や実効性を高めるため、有識者や市民活動団体等の代表等で構成する評価委員会で、評価検証を行い、事業の効果や課題等を整理し、その内容を公表します。

【「(1) 市民意識の醸成」において、市民、市民活動団体、事業者に期待されること】

- ・ 市民活動団体として：団体情報の発信に向け、団体に関する情報の整理を行いましょう。
活動機会の提供に向け、事前にボランティア向けのプログラムを作成するなど、市民が参加しやすい環境を整えて、参加を呼びかけましょう。
- ・ 市民、事業者として：市民活動に関心を持ち、その社会的意義について考えてみましょう。

(2) 人材の育成

【 施策の方向性 】

市民活動団体の組織力を高めるため、人材育成や組織運営の基盤強化を図ります。

主要施策④ 人材の育成・確保

市民活動を継続、発展させていくには、先導役となるリーダーの育成をはじめ、活動にかかわる人材を確保し、必要な知識や技術を習得していく必要があります。

しかしながら、「活動実態アンケート」では、「人材」について、「会員が高齢化している」「新規会員の確保が難しい」「活動の中心を担う人の負担が大きい」「会員が減少している」「リーダーや後継者が育たない」と感じている市民活動団体が多くなっています。

また、将来にわたって、市民活動を担う人材を育成するには、幼少期から市民活動にかかわりを持ち、地域への愛着や関心を高めることも重要になります。

それらを踏まえ、学校と市民活動団体等が連携しやすい環境を整備するとともに、リーダーや市民活動にかかわる人材のスキルアップに向けた研修や講座等を行い、多様な主体の連携に結びつくよう、リーダーの交流の場を創出していきます。

【 市の取組 】

- ・ 地域の声を学校運営に反映させ、学校や保護者、市民活動団体等が一体となり、子どもを育てる仕組みを構築するとともに、活動を通じて、子どもの地域への愛着や関心を高めていきます。
- ・ 市民活動団体等のリーダーをはじめ、市民活動にかかわる人材を育成するため、専門的な知識や技術の習得に向けた研修や講座等を実施します。
- ・ 多様な主体の連携が図れるよう、市民活動団体等のリーダーによる意見交換の場を創出するなど、協働の取組につながる仕組みづくりに取り組みます。

主要施策⑤ 組織運営基盤の強化

市民活動を継続し、活動の実効性を高めていくには、組織運営基盤の強化を図る必要がありますが、個人の価値観が多様化し、プライバシー意識も高まる中で、地縁による基礎的なコミュニティである自治会の加入率は減少が続いており、最小単位の互助機能を維持していくことが課題となっています。

また、「活動実態アンケート」では、市民活動団体が抱える「組織運営」に関する課題として、「資金が不足している」が最も多く、次いで「書類作成などの事務作業の負担が大きい」「組織運営が難しい」ことが挙げられています。

このような課題への対応策として、「懇話会」では、「即実践に対応できる講座の開催」「活動を支援できるコーディネーターの配置」などが挙げられています。

それらを踏まえ、関係団体等と連携し、自治会の加入率の向上を図るとともに、市民活動センターでは、市民活動団体等の実態に合わせた組織運営に関する支援を行っていきます。

【市の取組】

- ・ 自治会の加入や活動への参画に関する市民の理解を促進するとともに、自治会が活動しやすい環境の整備を図ります。
- ・ 市民活動団体等の活動が継続できるよう、組織運営に必要なスキル（会計、事務処理、情報ツールの活用等）を高めるための研修や講座等を実施します。
- ・ 会計処理や組織の法人化、事業の拡大など、市民活動団体等が抱える様々な課題について、各種相談に対応し、情報提供を行います。
- ・ 安心して市民活動に取り組めるよう、活動中の事故に対応した保険制度を運用します。

【「(2) 人材の育成」において、市民、市民活動団体、事業者に期待されること】

- ・ 市民活動団体として：団体の活動を整理し、目標や方向性を明確にしましょう。その上で、どのようなスキルを持った人材が必要なのかを明確にし、情報発信を行いましょう。
団体に必要なスキルの習得に向け、研修や講座等に参加しましょう。
- ・ 市民、事業者として：関心のある研修や講座等に参加してみましょう。

（３）環境の整備

【 施策の方向性 】

市民活動に取り組みやすくするため、活動拠点の提供や活動資金の確保など環境の整備を図ります。

主要施策⑥ 活動拠点の提供

公共性が高く、継続してサービスを提供するような市民活動には、活動する拠点が必要になります。「活動実態アンケート」によると、市民活動団体の活動拠点としては、「団体の事務所、拠点」が26.9%と最も多く、次いで「市民活動センター」「地区の公民館や交流センター」「会員の自宅」という結果になっています。

一方で、公立公民館等の公共施設は、地域における市民活動や生涯学習の拠点となる施設ですが、それぞれの機能が十分に連動していませんので、地域の意向を踏まえ、住民目線で、より一体的な運用が図られるようにしていく必要があります。

それらを踏まえ、市民活動の拠点である市民活動センターでは、ニーズに合わせて活動場所や設備等の提供を行うとともに、公立公民館等の公共施設の管理運営は、地域の実態を踏まえ、利便性が高められるようにそのあり方を見直し、市民活動に取り組みやすい環境を整備していきます。

【 市の取組 】

- ・ 市民活動センターでは、市民活動に必要な会議室や機材の貸し出しなど、活動の場や設備等を提供します。
- ・ 公立公民館等の公共施設では、市民活動団体等が施設の管理運営を行い、市民活動の場と生涯学習の機能を一体的に提供できるようにするとともに、中間支援組織として、地域の多様な主体との連携や調整を図りやすくするため、指定管理者制度の導入に向けて、地域の意向を踏まえながら、対応を検討します。

主要施策⑦ 活動資金の確保

市民活動団体等が、市民ニーズや課題の解決に向けて取り組んでいくには、資金を確保する必要があります。「活動実態アンケート」によると、市民活動団体の主な収入源としては、「会費」が最も多く、次いで「市や県からの補助金、助成金」となっています。

一方、「懇話会」においては、「補助金等の申請に関する書類提出の事務が煩雑である」「事業費を組み立てることが困難である」ことが挙げられています。

それらを踏まえ、市民活動に必要な資金の確保につながるよう、支援策の充実に取り組んでいきます。

【市の取組】

- ・ 「市民活動支援補助事業※1」をはじめ、担当課が市民活動団体等に交付する補助金等が、より利用しやすい制度となるよう、適宜申請手続きや使途などの見直しを行います。
- ・ 資金確保に必要なスキル（書類作成、事業費の組み立て等）を高めるための研修や講座等を実施します。
- ・ 行政や民間が行う補助金制度などに関する情報の収集や提供、相談への対応など、支援体制の充実を図ります。

【「(3) 環境の整備」において、市民、市民活動団体、事業者に期待されること】

- ・ 市民活動団体として：市民活動センター等の施設を活用しましょう。
補助金のほか、参加費の徴収や寄附など、資金調達のあり方の検討を行いましょう。場合によっては、経費の一部を、受益者に対し、参加費として負担を求めることも必要となります。参加費を徴収する場合は、その使途を明確にしましょう。
- ・ 市民、事業者として：寄附の協力など、市民活動への支援について考えてみましょう。

※1 市民活動支援補助事業：平成13（2001）年4月に、市民活動支援のための基金を設置。基金の積み立ては、市民活動推進のために寄せられた寄附金と同額を市が拠出し積み立てるマッチングギフト方式を採用。この基金を活用し、公益を目的とする非営利活動で、団体の自立支援や資質向上に効果的と思われる事業に補助金を交付。

（４）協働の推進

【 施策の方向性 】

多様な主体が連携し、市民ニーズや課題解決に対応していくため、協働の取組を推進します。

主要施策⑧ 協働推進体制の充実

市民活動の継続・発展には、他の市民活動団体等との連携が必要です。「活動実態アンケート」では、これまで、他の市民活動団体等と連携・協力したことがあると回答した団体は、６５．２％でした。また、今後の連携・協力についても、「してみたい」「今後、機会があればしてみたい」と回答した団体は、７５．７％と高くなっています。

しかしながら、他の市民活動団体等との連携・協力について、「懇話会」では、「出会いが少ない」「相手のことをよく知らない」ことが挙げられており、連携を望んでいるものの、その機会を得られずにいる団体もあります。

それらを踏まえ、市民活動に関するニーズや課題を把握し、多様な主体の交流の場を提供していけるよう、市民活動センターの機能の充実を図っていきます。

地域自治区では、多様な主体が緩やかなネットワークでつながる組織として、地域まちづくり推進委員会が活動しています。また、地域自治区内の市民や市民活動団体等の代表で構成され、市民や団体間の意見調整のほか、地域のまちづくりの方針や提言のとりまとめといった政策決定等を行う機関として、地域協議会を組織し、その事務局として地域自治区事務所を設置していますので、協働の取組を推進していけるよう、地域自治区事務所が調整機能を果たしていきます。

【 市の取組 】

- ・ 協働による取組を推進するため、職員を対象に、協働に関する情報を適宜提供するとともに、市民活動に参加する機会を設けます。
- ・ 市民活動センター等が、中間支援組織として市民活動に関するニーズや課題を把握するとともに、情報提供のほか、市民活動団体や事業者、大学等の多様な主体間の交流機会の創出、ニーズに合ったマッチングの働きかけなど、協働の取組を促進します。
- ・ 市民活動に関する施策を整理し、市民活動団体等の負担軽減を図るとともに、多様な主体の協働を推進するため、担当課が連携し、市民活動団体等が結びつきやすい環境を整備します。
- ・ 地域自治区事務所には、市の地域施策や課題等の情報を集約する環境を整備し、地域協議会や市民活動団体等に対して、適切に情報提供します。

主要施策⑨ 地域コミュニティ活動交付金の活用

本市では、地域との協働を推進するため、市民活動団体等が相互に協力しながら、地域自治区を単位に活動する地域まちづくり推進委員会に対して、地域コミュニティ活動交付金を交付し、その活動を支援しています。

そのような中で、市民ニーズや地域課題は、多様で高度化しており、個々の市民活動団体等では対応が難しい事案も増えているため、市民や市民活動団体はもとより、事業者を含めた多様な主体が、地域まちづくり推進委員会の構成員となるなど、それぞれが協働して活動しやすい環境を整備していくことが求められています。

また、市における部局間の連携が不足し、類似の取組が生まれたり、特定の人材に負担が集中したりするなど、非効率な側面もあることから、事業の合理化や実効性の向上を図るため、地域まちづくり推進委員会の事業や市民活動団体等が行う取組を整理するなど、地域協議会による調整機能を高めていきます。

【 市の取組 】

- ・ 地域まちづくり推進委員会が、多様な主体で構成するネットワーク組織となり、市民ニーズや地域課題の解決に適切に対応していけるよう、地域の実情を踏まえて、地域コミュニティ活動交付金の使途を見直していきます。
- ・ 行政の限られた経営資源を有効に活用し、人材や財源の確保を図るなど、市民活動団体等の活動の実効性を高めるため、地域コミュニティ活動交付金と個々の事業補助金を一体的に活用できるパッケージ化を進め、部局横断的に関係施策に対応していきます。

主要施策⑩ 協働のネットワークの構築

市民ニーズや地域課題は、地域で異なっていますが、人口減少や少子高齢化が進行する中で、ますます多様化していくことになります。

市民活動団体等では、人材や財源の確保を課題としている団体が多くなっていますが、本市では、協働の取組を推進するため、地域自治区制度を導入し、個々の団体だけでは対応できないテーマや課題に対して、地域まちづくり推進委員会が地域協議会と連携しながら、様々な事業に取り組んでいます。

地域まちづくり推進委員会は、地域の多様な主体が緩やかにつながるネットワーク組織ですが、多様で高度化する市民ニーズや地域課題に対応するには、市民や市民活動団体、事業者の参画が不可欠になりますので、市では、地域協議会や地域まちづくり推進委員会と連携しながら、地域自治区における多様な主体の協力関係を構築していきます。

【市の取組】

- ・ 地域協議会や地域まちづくり推進委員会等に対し、専門的な知識やノウハウを有する専門家をアドバイザーとして派遣し、助言や情報提供等を行うとともに、地域まちづくり推進委員会等の事業の実効性を高め、組織運営の基盤強化を図っていきます。
- ・ 地域自治区事務所が、地域協議会と連携しながら、市民活動団体等をコーディネートし、協働の取組の実効性を高められるよう、市民活動施策に係る事務権限を有し、事業への関与を高めるなど、その機能強化を図ります。
- ・ 地域まちづくり推進委員会の事務局には、市民ニーズや地域課題の解決に向け、地域の多様な主体と連携し、事業をコーディネートしたり、マネジメントしたりするなど、一定のスキルやノウハウが必要になるため、適切な職員配置ができるよう環境の整備を図ります。

【「(4) 協働の推進」において、市民、市民活動団体、事業者に期待されること】

- ・ 市民活動団体として：他の市民活動団体や事業者、市など多様な主体との連携について考えてみましょう。
- ・ 市民、事業者として：地域での活動など、身近な市民活動に参加してみましょう。



第5章 基本施策の実効性を高めるために

第5章 基本施策の実効性を高めるために

協働の取組を推進するプラットフォームの構築

本格的な人口減少社会の到来を見据えると、「ヒト」「モノ」「カネ」といった市の経営資源は縮小するため、公助の機能は小さくなり、互助や共助に求められる役割は大きくなると考えられます。

このような中で、協働による取組を推進していくには、担当課が地域の実情を共有し、市民生活に最も身近な行政である地域自治区事務所に担当課の所管する各種施策等の「情報」を集約する環境を整備することで、地域の多様な主体と市が「情報」を共有していくことが重要になります。

そこで、市の市民活動に係る施策について、部局横断的に対応し、効率的、かつ効果的に展開していけるよう、「協働の取組を推進するプラットフォーム^{※1}」を構築し、市が有する「情報」「ヒト」「モノ」「カネ」に係る施策を一元的に提供できるようにしていきます。

A 課題共有のプラットフォーム（情報）：課題解決型の取組に移行する仕組み

市民活動を持続可能なものとするには、市民ニーズや課題を明確にし、市民活動団体等の活動の実態を把握する必要がありますので、市では、担当課が有している統計や事業実績などのデータを整理、分析し、地域自治区事務所から地域協議会に提供するなど、市民活動団体等と市が課題や情報等を共有できるようにします。

B 人的支援のプラットフォーム（ヒト）：地域のまちづくりの専門性を高める仕組み

多様で高度化する課題に対応していけるよう、中間支援機能を有する市民活動センター等と連携し、専門性や経営ノウハウを有する人材との接点を強化するとともに、市民活動にかかわる、あるいは関心のある人材のスキルや経営の意識を高めるなど、人材の育成を図れるようにします。

また、課題の解決や目標の達成に向けて取り組むには、市民活動団体等が、相互に協力関係を構築し、市民活動を持続可能なものとする必要がありますので、地域まちづくり推進委員会の事務局機能を強化し、地域協議会と連携しながら、地域まちづくり推進委員会が地域の多様な主体とネットワークを構築できるようにします。

C 公共施設のプラットフォーム（モノ）：地域活動の場を継続して確保する仕組み

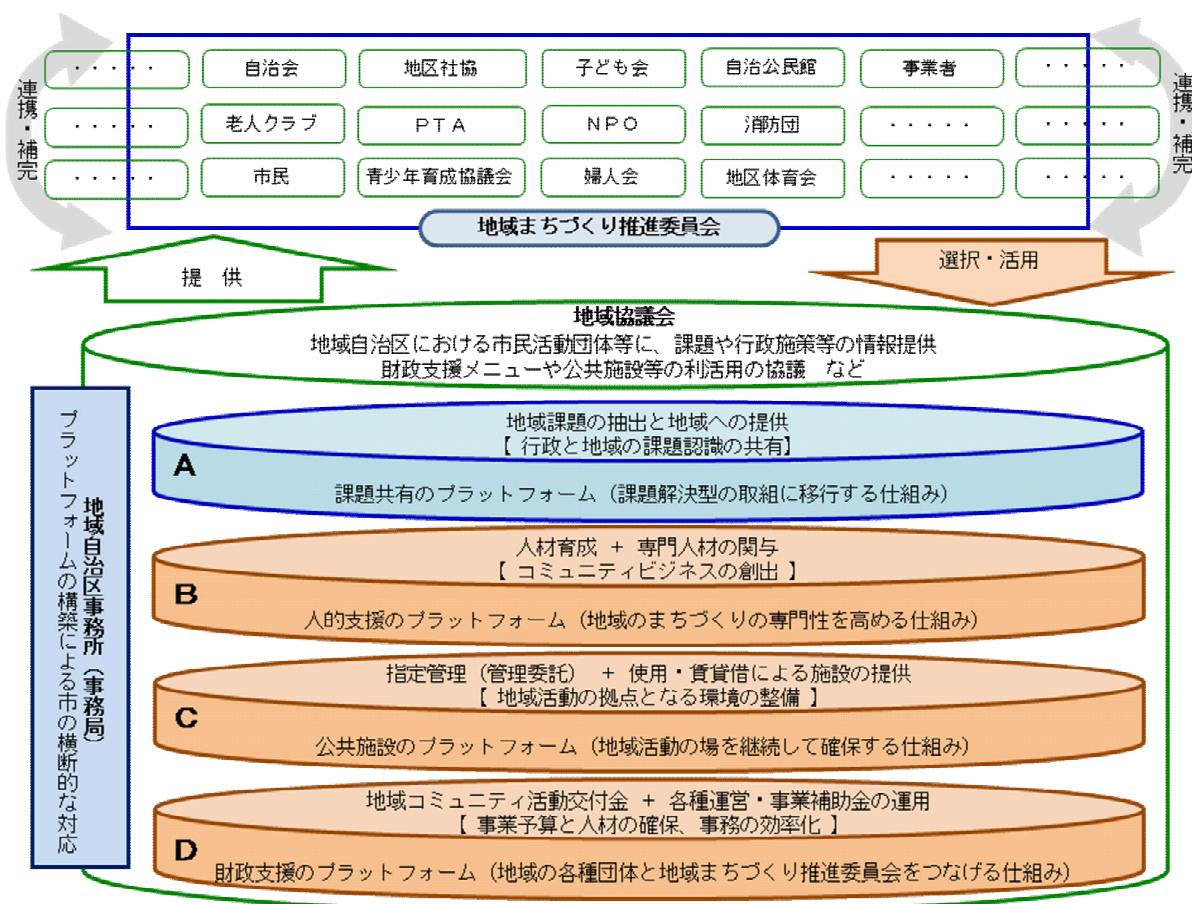
地域まちづくり推進委員会をはじめとする市民活動団体等が、市民ニーズや課題に対応していくには、人材の育成のほか、事業の財源を確保するなど、活動の拠点が必要になりますので、民間の活力を生かして、公共施設が複合的な機能を担い、地域の特性やニーズに合ったかたちで運営できるようにするなど、公的資産の利活用を含めて、公民連携の取組の推進を図ります。

D 財政支援のプラットフォーム(カネ:地域の各種団体と地域まちづくり推進委員会をつなげる仕組み)

地域のニーズや課題は、多岐にわたりますが、担当課が、それぞれ市民活動団体等の活動を支援している状況にあり、類似の事業を生む構造になっていますので、担当課が所管する補助金は、地域コミュニティ活動交付金との一体的な運用を進め、地域協議会の調整のもと、地域まちづくり推進委員会と市民活動団体等との連携を促進し、市民活動における人材や財源の確保を図るなど、地域の選択により、効率的で実効性のある取組に移行できるようにします。

また、市民ニーズや課題は多様化し、専門性や継続性が求められるものもありますので、個々の団体等の取組だけでなく、多様な主体による協働の取組も重要になることから、市民活動団体等が、地域まちづくり推進委員会の構成員となり、持続可能な取組につながっていくよう、地域社会の実情に合わせて、地域コミュニティ活動交付金の使途のあり方を見直していきます。

ここでは、協働の取組を推進するプラットフォーム（イメージ）と地域の多様な主体との関係のあり方を図に示しています。



※ 1 プラットフォーム：基盤や土台、環境を意味する。ここでは、市の施策と市民活動団体等が結びつく場の提供を指す。

資料編

1	宮崎市市民活動推進条例	4 0
2	宮崎市市民活動推進条例施行規則	4 6
3	宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例	4 8
4	宮崎市における市民活動推進事業の経緯	5 0
5	宮崎市市民活動推進基本方針（改訂版）の策定経緯	5 2
6	宮崎市市民活動推進委員会	5 3
7	宮崎市市民活動推進基本方針（改訂版）の策定に係る諮問・答申	5 5
8	宮崎市市民活動推進基本方針改訂に関する市民懇話会	5 6
9	市民活動団体の活動実態アンケート結果（抜粋）	6 3
1 0	宮崎市政モニターアンケート結果（抜粋）	6 7
1 1	地域自治区別将来推計人口	6 8

改正

平成14年7月5日条例第21号
平成16年3月22日条例第2号
平成17年6月30日条例第20号
平成23年3月31日条例第3号
平成27年7月17日条例第46号
平成30年3月30日条例第2号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 基本方針（第8条・第9条）
- 第3章 市民活動推進委員会（第10条—第13条）
- 第4章 市民活動支援基金等（第14条—第20条）
- 第5章 市民活動センター（第21条—第36条）
- 第6章 雑則（第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民活動の推進について基本理念を定め、並びに市民、市民活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、宮崎市民活動センターの設置その他の市民活動の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、すべての市民が相互に支え合う地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「市民活動」とは、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- （1） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- （2） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- （3） 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- （4） 公益を害するおそれのあるものの活動

（基本理念）

第3条 市民、市民活動団体、事業者及び市は、すべての市民が相互に支え合う地域社会の実現のために市民活動の果たす役割の重要性を認識し、協働して市民活動の推進に努めなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は、市民活動の社会的意義について理解を深め、自ら積極的に市民活動の推進に努めなけ

ればならない。

（市民活動団体の役割）

第5条 市民活動団体は、市民活動の社会的責任を自覚し、市民活動が広く市民に理解されるよう努めるとともに、市民活動を担う人材の育成に努めなければならない。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、事業者の行う市民活動の社会的意義について理解を深め、地域社会の一員として、積極的に市民活動の推進に努めなければならない。

（市の役割）

第7条 市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重し、市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）との協働により、市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

第2章 基本方針

（基本方針）

第8条 市長は、市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）市民活動の推進に関する基本的な目標
- （2）市民活動の推進に関する基本的な施策（以下「基本施策」という。）
- （3）前2号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関する重要な事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（基本施策）

第9条 基本施策は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）市民意識の醸成に関すること。
- （2）市民活動を担う人材の育成に関すること。
- （3）市民活動が行われやすい環境の整備に関すること。
- （4）市と市民等との協働の推進に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、重要な事項

第3章 市民活動推進委員会

（委員会の設置）

第10条 市長の諮問に応じ、市民活動の推進に関する事項を調査審議するため、宮崎市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第11条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）市民活動を行う者
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。
 - 5 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。
 - 6 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 7 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- (会議)

第12条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、地域振興部において処理する。

第4章 市民活動支援基金等

(基金の設置)

第14条 市民活動の支援を行うため、宮崎市市民活動支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第15条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第16条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第17条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第18条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第19条 基金は、市民活動の支援に要する費用のため、全部又は一部を処分することができる。

(透明性の確保)

第20条 市民活動団体は、市から助成金の交付その他の特別な支援を受けたときは、当該支援に係る事業の計画、実績、予算及び決算を明らかにすることができる書類を作成し、公にしておかなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する市民活動団体に対し、報告を求め、その結果に基づいて必要な措置を講じることができる。

第5章 市民活動センター

(センターの設置)

第21条 市民活動を行う者の活動拠点並びに市民活動団体、市民、事業者及び市が連携し、及び交流することのできる場所を提供することにより、第3条に規定する目的を達成するため、宮崎市橘通西1丁目1番2号に宮崎市市民活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

(事業)

第22条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動に関する連絡、相談、援助等に関すること。
- (2) 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民活動に関する人材育成及び交流促進に関すること。
- (4) 市民活動の推進のための施設及び設備の提供に関すること。
- (5) その他センターの設置目的を達成するために必要と認められる事業

(開館時間)

第23条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、日曜日においては、午前9時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第24条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開館日に休館し、又は休館日に開館することができる。

(指定管理者による管理)

第25条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第26条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第22条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 次条に規定する施設等の使用の許可に関する業務
- (3) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務

(施設等の使用)

第27条 市民活動団体は、あらかじめセンターの登録を受けて、次に掲げるセンターの施設及び設備(以下「施設等」という。)を使用することができる。

- (1) 大会議室
- (2) 中会議室
- (3) 小会議室
- (4) ロッカー
- (5) メールボックス

(使用の許可)

第28条 施設等を使用しようとする市民活動団体は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、使用の許可をする場合には、必要な条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第29条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設等の使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が不適當と認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第30条 指定管理者は、施設等の使用の許可を受けた市民活動団体（以下「使用団体」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取り消し、又は必要な措置を命ずることができる。

- （１） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （２） 使用許可の条件に違反したとき。
- （３） 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- （４） 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

（使用料）

第31条 施設等の使用料は、無料とする。ただし、ロッカーについては、別表に定めるとおりとする。

２ 使用料は、使用許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の返還）

第32条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第33条 使用団体は、施設等を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復義務）

第34条 使用団体は、施設等の使用を終了したとき、又は第30条の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第35条 その責めに帰すべき理由により、センターの施設、附属設備及び備品を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（準用）

第36条 この条例に定めるもののほか、センターの管理については、宮崎市民プラザ条例（平成11年条例第33号）第11条及び第21条の規定を準用する。

第6章 雑則

（委任）

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月5日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月22日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月30日条例第20号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月17日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第2号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第31条関係）

設備名	単位	金額
大口ッカー	1個につき1月当たり	200円
小口ッカー	1個につき1月当たり	100円
備考 使用期間に1月に満たない端数がある場合には、これを1月に切り上げる。		

平成17年 6月30日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市市民活動推進条例（平成13年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(センターの登録)

第3条 条例第27条の登録を受けようとする市民活動団体は、次に掲げる書類を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 登録申請カード
- (2) 定款、会則又はこれらに準ずるもの
- (3) 市民活動団体を構成する会員の名簿
- (4) その他指定管理者が必要と認める書類

(使用許可の申請等)

第4条 条例第28条第1項の許可を受けようとする市民活動団体（以下「申請団体」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 会議室の使用 口頭
- (2) ロッカー及びメールボックスの使用 使用許可申請書

2 前項の規定による申請の期間は、指定管理者が別に定める。

(使用許可書の交付)

第5条 指定管理者は、前条第1項第2号の申請に係る許可をしたときは、使用許可書を申請団体に交付するものとする。

(使用許可の期間)

第6条 ロッカー及びメールボックスの使用許可の期間は、1年以内とする。

2 前項の期間は、更新することができる。この場合において、使用許可の期間は、更新の時から1年を超えることができない。

(使用許可の取消しの届出)

第7条 第4条第1項第2号の申請に係る許可を受けた市民活動団体は、使用許可の期間が満了する前にその使用を取りやめようとするときは、使用取消届により指定管理者に届け出なければならない。

(使用料の返還)

第8条 条例第32条ただし書の規定により使用料を返還することができる場合は、前条の規定により使用取消届を提出した場合とし、返還する額は、使用を取りやめた日の属する月の翌月以後の月分の使用料の全額とする。

(遵守事項)

第9条 センターにおいては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 大音量の発生を伴う行為その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

- (2) 使用許可を受けた施設以外の施設を使用しないこと。
- (3) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 指定管理者の承認を得ないで寄附の募集又は物品の展示若しくは販売をしないこと。
- (5) 指定管理者の承認を得ないで壁面、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯しないこと。
- (7) その他指定管理者の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第10条 使用団体は、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、指定管理者に届け出なければならない。

(使用後の点検)

第11条 使用団体は、施設等の使用を終了したときは、速やかに指定管理者に申し出て点検を受けなければならない。

(様式)

第12条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が別に定める。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

3 宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例

平成28年 6月24日条例第35号

宮崎市では、自治会が、地域住民同士の親睦と絆(きずな)を育みながら、支え合い及び助け合いの精神で、地域住民の生活に最も身近で地域に密着した活動に取り組んできた。

また、地域まちづくり推進委員会も、それぞれの地域の特色を生かしながら、地域の課題の解決に向けた実践的な活動に取り組んできた。

このように、自治会及び地域まちづくり推進委員会は、地域の各種団体と連携しながら、その活動を通じて、住民主体のまちづくり及び地域社会の振興に大きく寄与してきた。

しかし、近年の価値観及び生活様式の多様化に伴い、地域に対する住民の関心及び住民相互のつながりが希薄化し、地域の活動に参加する住民が減少している。

このような現状において、住民相互の交流を促進しながら地域の連帯感を醸成し、住民が主体となって良好な地域社会を守り育てていくためには、自治会の活動（以下「自治会活動」という。）及び地域まちづくり推進委員会が行う地域のまちづくりに資する活動（以下「地域まちづくり推進活動」という。）の活性化を、市民、事業者及び市が連携して推進していく必要がある。

ここに、自治会活動及び地域まちづくり推進活動について、基本理念並びに市民、自治会、地域まちづくり推進委員会、事業者及び市の役割を定め、それらの活性化を推進するため、この条例を制定する。

（定義）

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）自治会 本市の一定の区域に住所を有する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づいて形成された団体であって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っているものと認められるものをいう。
- （2）地域まちづくり推進委員会 まちづくりを行うために地域自治区（宮崎市地域自治区の設置等に関する条例（平成17年条例第62号）第1条の地域自治区をいう。）の区域内において住民が自らの意思に基づき組織した団体であって、当該地域自治区の地域協議会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の5第1項の地域協議会をいう。）の承認を受けたものをいう。
- （3）事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第2条 自治会活動及び地域まちづくり推進活動は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- （1）支え合い及び助け合いの精神に基づいて地域住民相互のつながりを強化すること。
- （2）地域住民の価値観及び自主性を尊重すること。
- （3）市民、自治会、地域まちづくり推進委員会、事業者及び市は、それぞれの役割を認識し、相互の理解及び連携の下に協働すること。

（市民の役割）

第3条 市民は、地域社会の重要性を理解し、その一員として、居住する地域の自治会への加入並びに自治会活動及び地域まちづくり推進活動への積極的な参加に努めるものとする。

（自治会の役割）

第4条 自治会は、地域住民の自治会への加入及び自治会活動への参加が図られ、かつ、地域住民の意見を十分に反映した活動が行われるよう開かれた組織づくりに努めるものとする。

- 2 自治会は、地域住民に対し、自治会活動に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。
- 3 自治会は、自治会活動を担う人材の育成に努めるものとする。

（地域まちづくり推進委員会の役割）

第5条 地域まちづくり推進委員会は、地域における多様な需要及び資源に関する情報を的確に把握し、地域の内外で活動する個人及び法人その他の団体と連携しながら、地域の課題の解決及び魅力ある地域の形成に資する事業に取り組むよう努めるものとする。

- 2 地域まちづくり推進委員会は、広報活動を積極的に実施し、地域まちづくり推進活動に関する地域住民の理解及び関心を深め、地域住民の地域まちづくり推進活動への参加の促進に努めるものとする。
- 3 地域まちづくり推進委員会は、地域まちづくり推進活動を担う人材の育成に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、地域社会の一員として、事務所又は事業所の所在する地域の自治会活動及び地域まちづくり推進活動に参加及び協力するように努めるものとする。

- 2 事業者は、市内に居住する従業員の自治会への加入並びに自治会活動及び地域まちづくり推進活動への参加に配慮するように努めるものとする。

第7条 市内における住宅の販売、賃貸又は管理を業として行う者（これらの代理又は媒介をする者を含む。）は、当該住宅に入居しようとする者の自治会への加入を勧めるよう努めるものとする。

（市の役割）

第8条 市は、市民に対し、自治会への加入並びに自治会活動及び地域まちづくり推進活動への参加が図られるよう情報の提供その他必要な措置を行うものとする。

- 2 市は、自治会及び地域まちづくり推進委員会が自立的かつ効果的な活動を行うことができるよう情報の提供、助言、関係者相互間の意見の調整その他必要な支援を行うものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 宮崎市における市民活動推進事業の経緯

実施時期	制 度 内 容 等
平成 10 年 12 月	ボランティア活動支援基本方針策定 ボランティア活動等の社会貢献活動を支援し、活動が行われやすい環境づくりを進めていくための指針として策定。
平成 12 年 4 月	市民活動保険制度運営開始 保険料を市が負担し、活動中の事故やけがに対して、保険給付が行われる制度。
平成 12 年 8 月	市民活動支援センター設置 市民活動の「活動拠点」「情報の拠点」として、市民プラザ 3 階に設置し、ボランティアコーディネート、人材育成や交流、活動支援等を行っている。
平成 13 年 4 月	市民活動推進課設置 市民活動の推進を図るため、企画課のボランティア担当班を発展させ、新たに「市民活動推進課」を設置。(市民活動係、男女共同参画係の 2 係) 市民活動推進条例施行 市民活動の推進について、基本理念や市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにし、相互に支え合う地域社会の実現を目指している。 市民活動支援基金設置 条例に基づき、市民活動支援のための基金を設置。市民活動推進のために寄せられた寄附金と同額を市が拠出し、基金に積み立てるマッチングギフト方式を採用している。
平成 13 年 6 月	市民活動支援補助事業開始 市民活動支援基金を財源とし、公益を目的とする非営利活動で、団体の自立支援や資質向上に効果的と思われる事業に対して補助金を交付する事業。
平成 13 年 10 月	みやざきコミュニティ支援サイト運営開始 市民活動に関する情報を広く提供するため、インターネットを活用した情報提供サイトを設置。各団体が開催する行事の掲示や、団体の活動紹介をすることができ、参加申し込みもサイト上で可能である。
平成 15 年 10 月	災害時救援ボランティアコーディネーター養成講座開講 台風・集中豪雨・地震・津波など大災害が発生した際に、被災者とボランティアを繋ぎ、円滑な活動と支援が行われるよう、コーディネーター養成講座を開講。
平成 16 年 3 月	市民活動推進基本方針策定 平成 10 年 12 月に策定した「ボランティア活動支援基本方針」の改訂版として、「ボランティア活動の支援」から「市民活動の推進」への転換を踏まえ、支え合う地域づくりを実現する事を柱とする基本方針を策定。
平成 17 年 9 月	台風 14 号時における災害ボランティア本部の設置 台風 14 号による水害において、本市は初めて災害ボランティアセンターを設置。また、7,300 人を超えるボランティアや協力企業団体に支えられた被災地救援活動を行った。
平成 17 年 12 月	市民と行政との協働のルールブック策定 市民、市民活動団体、事業者、行政が担う「新しい公共」の創設に向け、それぞれの権利と責任のもと、対等な立場で協働するためのルールブックを策定。(平成 20 年 12 月改訂)

実施時期	制 度 内 容 等
平成 18 年 1 月	新宮崎市誕生 宮崎市、佐土原町、田野町、高岡町が合併。 地域自治区制度導入 地方自治法の規定に基づき、地域の住民の意見を反映させ、市町村長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で区域を定めて、地域協議会と事務所を設置する地域自治区制度を導入。
平成 18 年 3 月	災害復旧活動支援基金設置 平成 17 年の台風 14 号をきっかけに、大規模な災害が発生した場合における迅速な災害復旧活動の支援に要する経費に充てるための基金を設置。
平成 18 年 4 月	「市民活動支援センター」から「市民活動センター」へ名称変更 指定管理者制度へ移行。「支援から協働へ」という活動環境の変化に即した対応機能を目的としてセンターの名称を変更。 市民活動センター運営委員会設置 市民活動センターの適切な運営を行うため、学識経験者や市民活動を行う市民からなる委員で構成。 協働推進員制度導入 行政と市民活動団体等との協働の推進業務を行うため、市職員の課長補佐級で構成する推進員制度を導入。
平成 20 年 7 月	協働アセスメント機関設置 平成 18 年度からの「協働アセスメント研究会」の活動を継承し、協働の推進を図ることを目的に、市民、行政、学識経験者からなる委員で構成。
平成 22 年 3 月	新宮崎市誕生 宮崎市、清武町が合併。
平成 23 年 3 月	第 1 回地域と NPO との架け橋事業実施 住民主体のまちづくりを推進するために、市民に対して地域活動や市民活動について周知を図り、地域活動と市民活動が有機的に連携するきっかけづくりを目的としたイベントを開催。
平成 23 年 6 月	災害復旧活動支援補助事業実施 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴い、市民活動団体が合同で実施する被災地復興や地域住民の生活再建のためのボランティア活動に対し、支援を行った。(派遣先：宮城県気仙沼市、岩手県陸前高田市ほか)
平成 24 年 4 月	災害ボランティア活動支援事業実施 災害復旧活動支援基金を活用し、ボランティア活動に使用する資機材の購入等、災害発生後に行うボランティア活動の円滑な実施を図るための環境整備を支援。
平成 25 年 3 月	市民活動推進基本方針（改訂版）策定 平成 16 年 3 月に策定した「市民活動推進基本方針」の改訂版として、今後の市民活動のあり方と、これからのまちづくりを支える市民活動の方向性を示した改訂版を策定。

5 宮崎市市民活動推進基本方針（改訂版）の策定経緯

年度	月	実 施 内 容
平成 30 年 度	11 月	市民活動団体の活動実態アンケート実施（～12月）
	2 月	宮崎市政モニターアンケート実施
	3 月	第1回宮崎市市民活動推進基本方針改訂に関する市民懇話会
令和 元 年 度	5 月	令和元年度第1回宮崎市市民活動推進委員会 宮崎市市民活動推進基本方針の改訂についての諮問
		第2回宮崎市市民活動推進基本方針改訂に関する市民懇話会
	6 月	令和元年度第2回宮崎市市民活動推進委員会
	7 月	第3回宮崎市市民活動推進基本方針改訂に関する市民懇話会
	8 月	第4回宮崎市市民活動推進基本方針改訂に関する市民懇話会
	9 月	政策推進会議（報告）
	10 月	令和元年度第3回宮崎市市民活動推進委員会
	11 月	令和元年度第4回宮崎市市民活動推進委員会
	12 月	政策推進会議（報告）
		パブリックコメント実施（～1月）
	2 月	令和元年度第5回宮崎市市民活動推進委員会
		宮崎市市民活動推進基本方針の改訂についての答申
	3 月	政策推進会議（報告）

6 宮崎市市民活動推進委員会

(1) 宮崎市市民活動推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮崎市市民活動推進条例に基づき、市長の諮問に応じ、市民活動の推進に関する事項を調査審議するために、宮崎市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織するものとし、原則として3人は一般公募により、また、公募によらない12人の委員については、次の各号に掲げるもののうちから委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民活動を行う者

(3) その他、市長が適当と認める者

2 公募による委員は、次の各号に掲げるいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 市内に住所を有する者若しくは市内に勤務又は在学している者であること

(2) 原則として満20歳以上であること

(3) 市の他の委員でないこと

(任期)

第3条 委員の任期は、2年間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 委員会に会長をおき、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、宮崎市地域振興部文化・市民活動課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 宮崎市市民活動推進委員会委員名簿（任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日）

（敬称略、50音順）

	氏名	所属等
会長	関 周一	宮崎大学 教授
副会長	四方 由美	宮崎公立大学 教授
委員	飯干 るみ子	住吉地区社会福祉協議会 会長
	今塩屋 あずさ	宮崎市社会福祉協議会 主任主事
	大崎 喜之	株式会社宮崎太陽銀行 総合企画部 秘書グループ 部長代理
	奥野 克美	宮崎おこづかいクラブ 代表
	高妻 孝光	特定非営利活動法人宮崎文化本舗 理事
	佐山 幸二	宮崎ケーブルテレビ株式会社 常務取締役
	杉村 實	公募
	日高 ひろみ	特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター
	福元 孝典	公募（任期：平成31年4月1日～令和元年10月25日）
	松竹 昭彦	檉地域まちづくり推進委員会 会長
	山口 伸子	公募
	弓削 美由紀	一般社団法人宮崎青年会議所 専務理事

7 宮崎市市民活動推進基本方針（改訂版）の策定に係る諮問・答申

（１）諮問

宮 文 第 6 7 号

令和元年5月16日

宮崎市市民活動推進委員会 会長 殿

宮崎市長 戸敷 正

宮崎市市民活動推進基本方針の改訂について（諮問）

宮崎市市民活動推進基本方針の改訂について、貴委員会に諮問します。

（２）答申

令和2年2月14日

宮崎市長 戸敷 正 殿

宮崎市市民活動推進委員会

会長 関 周一

宮崎市市民活動推進基本方針の改訂について（答申）

令和元年5月16日付け宮文第67号で諮問のありました「宮崎市市民活動推進基本方針」の改訂について、慎重に審議を重ねた結果、その内容を妥当と認め、本案をもって推進されますようここに答申します。

今後は、多様で自律性のあるコミュニティの形成を目指し、市民活動を担う人材を育成するとともに、多様な主体が連携しやすい環境を整備していけるように本方針の着実な推進をお願いいたします。

8 宮崎市市民活動推進基本方針改訂に関する市民懇話会

(1) 宮崎市市民活動推進基本方針改訂に関する市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 宮崎市市民活動推進基本方針（以下「基本方針」という。）の改訂にあたり、市民活動を行う市民の意見を反映するため、宮崎市市民活動推進基本方針改訂に関する市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、市民活動を行う市民の立場から、基本方針の改訂に関することについて検討を行う。

(組織)

第3条 懇話会の構成員は12名以内とし、宮崎市民活動センターに登録している団体に属する市民のうち、原則として、満20歳以上（この要綱の施行日現在）の市内在住、在勤、または在学の者をもって構成する。

(ファシリテーター)

第4条 懇話会を運営するために、ファシリテーター1人を置く。

2 ファシリテーターは、懇話会の全体の進行及び必要な事項のとりまとめを行う。

(構成員の任期)

第5条 構成員の任期は、平成32年3月31日までとする。

(報償)

第6条 市長は、構成員に対して、報償として、出席した会議1日につき2,000円を支払う。

(招集)

第7条 懇話会の招集は、市長が行う。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、宮崎市地域振興部文化・市民活動課で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年1月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 宮崎市市民活動推進基本方針改訂に関する市民懇話会名簿

①ファシリテーター（敬称略）

特定非営利活動法人宮崎文化本舗 理事長 石田 達也

②構成員（敬称略、50音順）

氏名	所属等
江口 龍一	東大宮地域まちづくり推進委員会 事務局長
大亀 和子	ポーラ ザ ビューティ 霧島店 ボランティアグループ オーナー
辛島 育代	一般社団法人みやざき子どもサポートリンク 代表理事
黒木 裕子	オレンジの華 会長
兒玉 理恵子	筆記サポート「ゆうゆう」 会長
高橋 好香	特定非営利活動法人 Swing-By 代表理事
高浜 確也	『うみがめのたまご』～3. 11ネットワーク～ 代表
早瀬 盟子	特定非営利活動法人大淀川流域ネットワーク 事務局員
日高 薫	大塚台地域まちづくり推進委員会 事務局長
矢野 智香子	特定非営利活動法人食生活応援団ベジフルバスケット 理事長
山田 健二	LGBT 交流会「Rainbow View MIYAZAKI」（レインボービュー宮崎） 代表

(3) 開催概要

懇話会は、平成31年3月20日から令和元年8月22日までの期間に、以下の内容で4回開催された。

第1～3回では、市民活動を行う上で直面している課題及びその原因、解決策について、ファシリテーターを中心に、ワークショップ形式で議論した。

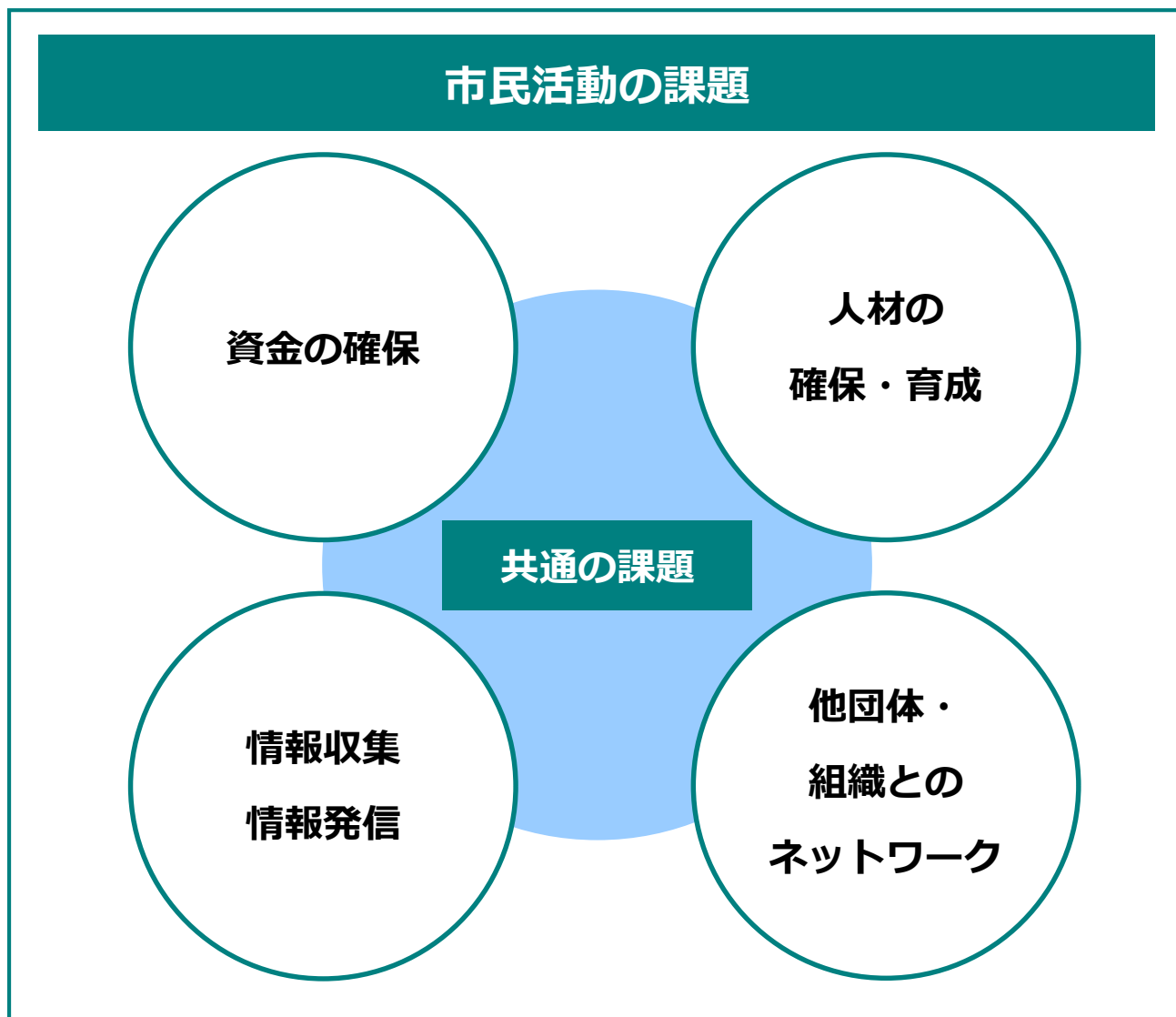
第4回では、懇話会における検討結果について、最終的な確認を行った。

宮崎市市民活動推進基本方針改訂に関する市民懇話会 検討内容	
第1回 平成31年3月20日（水）	市民活動の課題を考える 市民活動に関する課題の抽出・整理
第2回 令和元年5月23日（木）	課題の解決策を考える① 課題の原因及び解決策について検討
第3回 令和元年7月17日（水）	課題の解決策を考える② 課題の原因及び解決策について検討
第4回 令和元年8月22日（木）	検討結果の確認 懇話会における検討結果について確認

(4) 検討結果

第1回では、市民活動団体が活動を行う上で直面している課題について抽出及び議論した結果、共通の課題として、**①資金の確保、②人材の確保・育成、③情報収集・情報発信、④他団体・組織とのネットワーク**の4つに集約された。

第2回では、第1回で整理した4つの課題のうち、「①資金の確保」「②人材の確保・育成」を、第3回では、「③情報収集・情報発信」「④他団体・組織とのネットワーク」をテーマに設定し、課題の原因を紐解いた上で、その解決策について意見交換を行い、第4回で検討結果の最終確認を行った。



（５）４つの課題及び解決策について

※宮崎市市民活動推進基本方針改訂に関する市民懇話会報告書から抜粋

① 資金の確保

ア 課題の概要及び解決策

市民活動団体の主な収入源としては、「会費」に次いで、「市や県からの補助金、助成金」が多い。（市民活動団体の活動実態アンケート（平成30年11月～12月））

しかし、懇話会では、「（補助金等の申請は）手探り状態」「予算組みが難しい」といった意見があり、全ての団体が補助金等の申請に関するノウハウを有しているわけではないことから、スキルの習得に向けた人材育成に関する講座の充実が必要である。

また、本市の支援策として、「宮崎市市民活動支援補助金」や「地域コミュニティ活動交付金」があるが、利用しやすい制度となるよう、必要書類の簡素化や規制緩和の必要性に関する意見もあり、補助金制度をはじめ、既存の支援体制の見直しが必要である。

一方で、市民活動団体が見直すこととして挙げられたのが、補助金等の活用のほか、寄附、参加費の徴収といった資金調達の在り方についてである。特に、事業を実施する上で必要な経費の一部を、参加者（受益者）が負担していくことの必要性については、複数の構成員から意見があった。

イ 懇話会における意見

課題	基本方針における検討事項	改善策など
○資金獲得に関する ノウハウの不足	○人材の育成（書類作成に長けた人材等） ○資金獲得に関するスキルの習得（事業費の組み方等）	○宮崎市民活動センター等※ ¹ における、人材育成に関する講座の充実
○支援体制	○人材育成等の支援体制の確立	○既存の支援体制の見直し （宮崎市民活動センターにおける支援プログラムを含む）
○助成金等の性質 ○必要経費の捻出	○既存の補助金等の制度の見直し	○既存の補助金等の制度の見直し
○活動を継続するための資金調達	○資金調達の在り方の検討	○自治体の補助金等の活用、寄附、受益者負担などを含め、資金調達の在り方を団体で再考する ○受益者負担の考えを明確にする ○参加費を徴収する場合や寄附を集める場合は用途を明確にする

※ 1 宮崎市民活動センター等：宮崎市民活動センターのほか、市民活動を支援する組織のこと。

② 人材の確保・育成

ア 課題の概要及び解決策

市民活動団体が活動を行う上で「人材」は重要であり、スキルを持つ人材の確保・育成が大きな課題である。

人材の確保及び育成に向けて、まずは団体が自らの活動を整理し、目標や方向性を明確にすることが必要であり、その上で、目標の達成に向けて必要な人材を確保していくことが重要である。

支援策としては、人材育成に関する講座等の充実が必要との意見があった。

また、現在は、関心のある一部の市民が市民活動に取り組んでいる状況である。次世代を担う人材育成をしていくためにも、多様な世代や人材が市民活動に参加しやすい環境を整備していくことが重要との認識を共有した。

イ 懇話会における意見

課題	基本方針における検討事項	改善策など
○団体の活動に関する情報が整理されておらず、活動内容が外部に伝わっていない	○団体の活動を整理し、方向性を明確にしていく ○必要な人材を取り入れるため、どのようなスキルを持った人材が必要なのかを明確にして、的確に情報発信を行う必要がある	○経理や簿記など、スキル別のマッチング ○即実践に対応できる講座の開催 ○活動を支援できるコーディネーターの配置
○気軽に市民活動を始めたり、参加したりすることが難しい	○参加しやすい環境づくり	○市民活動に触れる機会の創出（団体のインターンシップ受入等） ○どのような活動をするのか、ボランティアなど向けに事前にプログラムを策定する ○自分のペースで参加できる市民活動の組織体制の確立 ○参加者に対し、メリットを明確にして広報する
○マッチング	○企業や他団体との交流の場づくり	○ネットワークが構築できる契機となる交流機会の創出
○世代間の隔たりがある	○世代間の交流の場づくり	

③ 情報収集・情報発信

ア 課題の概要及び解決策

情報収集及び情報発信の手段は多くある一方で、「知りたい情報にたどりつけない」「求めている人に届かない」といった意見が出された。

情報を得る仕組み、情報を発信できる仕組み作りに取り組み、市民活動団体が有益な情報を簡単に得られるような、情報の一元化、プラットフォーム化が必要である。

また、各団体においても、情報ツール（ホームページ、ＳＮＳ等）を活用して情報収集や発信を行うことができるよう、スキルの習得に向けた講座等があればよいとの意見もあった。

なお、各団体においては、自らの現状を分析し、団体や活動に関する情報を整理した上で、分かりやすく発信する必要がある。

イ 懇話会における意見

課題	基本方針における検討事項	改善策など
○情報収集ができていない	○情報が得られる仕組みづくり	○宮崎市民活動センター等での、情報のプラットフォームの整備
○情報発信ができていない ○必要な人に情報が伝わらない	○情報を発信する仕組みづくり	
○情報ツールが活用できていない	○情報ツール活用に向けたスキルの習得	○情報ツール（ＨＰ、ＳＮＳ等）活用の学習会等の開催
○団体の情報が、整理・発信できていない	○団体情報の整理、発信	○団体ごとの自己分析

④ 他団体・組織とのネットワーク

ア 課題の概要及び解決策

活動の継続や拡大のためには、他団体・組織との連携が必要であり、連携を求めている団体は存在するが、「相手のことをよく知らない」「出会いが少ない」などの理由により、連携の機会を得られずにいる。

市民活動団体が、他団体や他組織（企業等）と出会い、意見交換ができる環境を整えることが必要との意見があり、連携の契機となる協働事業も必要であると考えられる。

また、市民活動団体の活動は、公共サービスの一部としての重要な役割を担っており、社会的意義は大きい。活動の功績が顕著な団体に対する表彰といった社会的に団体の活動を認める制度を作るなど、市民活動に対するモチベーションを継続できるような仕組みも検討する必要がある。

なお、懇話会での議論において、目的を持って活動に取り組む団体と、主に地縁により構成される団体との連携が課題として挙げられた。設立された経緯は団体ごとに異なるが、団体が抱える課題には共通する部分も多く、その解決に向けて取り組むには、団体間の人材交流や協働事業の取組を推進し、相互の活動の継続性を高めるような新たな関係性を構築することが必要である。

イ 懇話会における意見

課題	基本方針における検討事項	改善策など
○団体間をつなげる場や仕組みがない	○様々な活動団体等の交流・連携の契機となる機会の創出	○宮崎市民活動センター等での、「出会いの場」「情報交換の場」の整備
○世代間の隔たりがある		
○相手先の情報がないため不安がある		
○団体の情報の整理・発信が必要	○団体情報の整理、発信	
○活動の認知度が低い		
○市民活動団体と地域活動団体※ ¹ の目的の違い	○市民活動団体と地域の連携を促進する環境づくり	○表彰制度等の見直し
○市民活動団体と地域との接点がない		
	○市民活動団体からの講師派遣	○行政と連携した協働事業の推進

※ 1 地域活動団体：市民活動団体のうち地域まちづくり推進委員会など主に地域住民で構成する団体。

9 市民活動団体の活動実態アンケート結果（抜粋）

（１）調査目的

第五次宮崎市総合計画に合わせて宮崎市市民活動推進基本方針を改訂するに当たり、市民活動団体の現状や課題を把握し、今後の市民活動推進のための基礎資料とするため。

（２）調査対象

宮崎市民活動センター登録団体（宮崎市社会福祉協議会登録団体を含む）

（３）調査期間

平成30年11月20日～平成30年12月14日

（４）回収結果

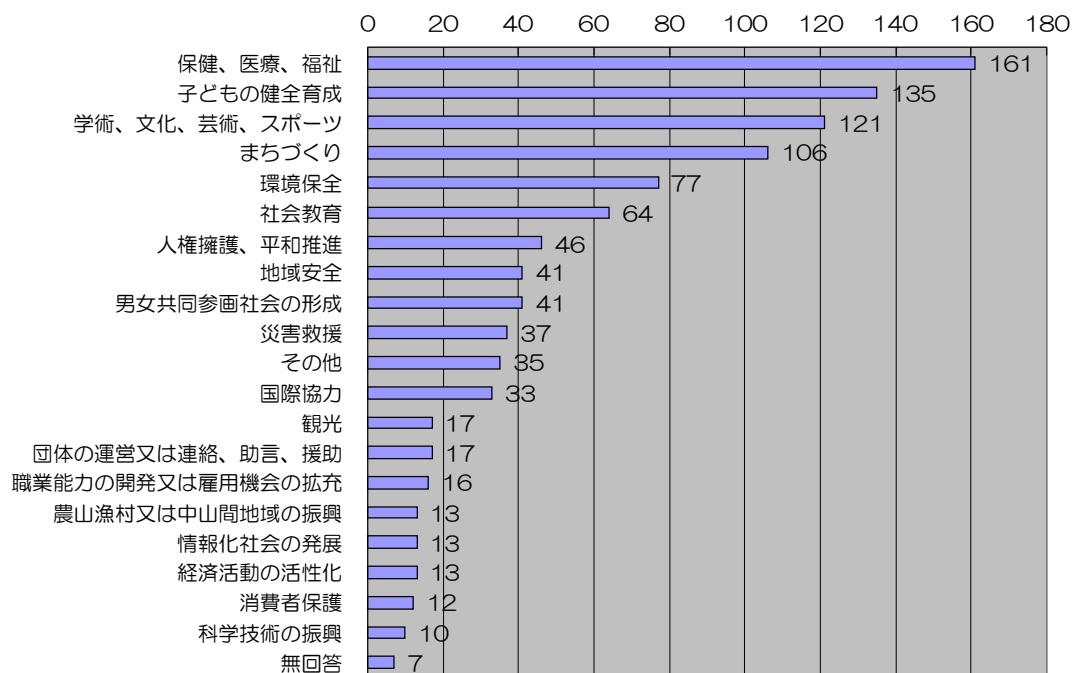
配付数	回答数	回収率
955団体	417団体	43.7%

（５）調査結果の表示方法

集計結果については、少数第2位を四捨五入し表示しているため、個々の構成比の合計が、100%にならない場合がある。

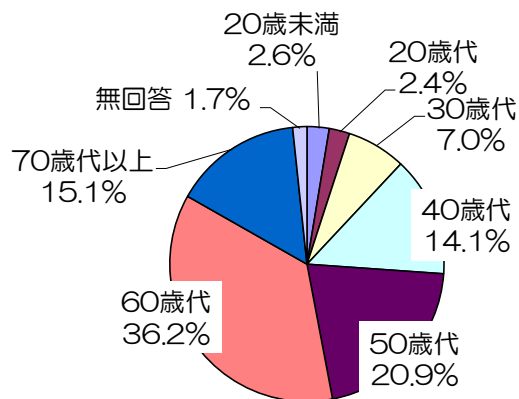
(6) 調査結果（抜粋）

①どのような分野で活動していますか。（複数回答、n=417、単位：団体）



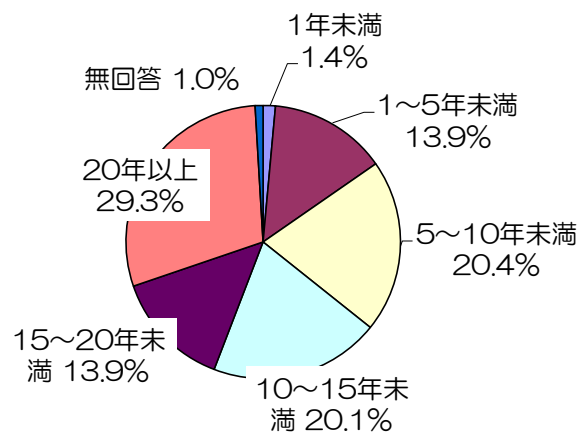
②活動の中心を担う年齢層はどの年代ですか。

（単一回答、n=417、単位：％）



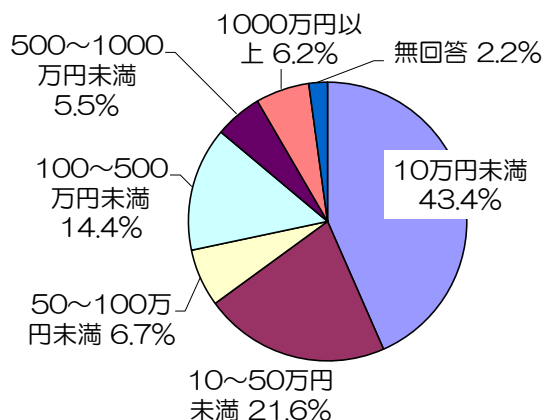
③団体の活動年数はどれくらいですか。

（単一回答、n=417、単位：％）



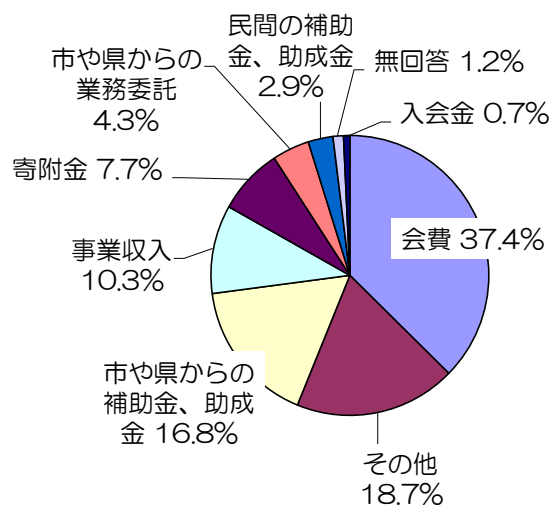
④年間の予算規模はどれくらいですか。

(単一回答、n=417、単位：%)



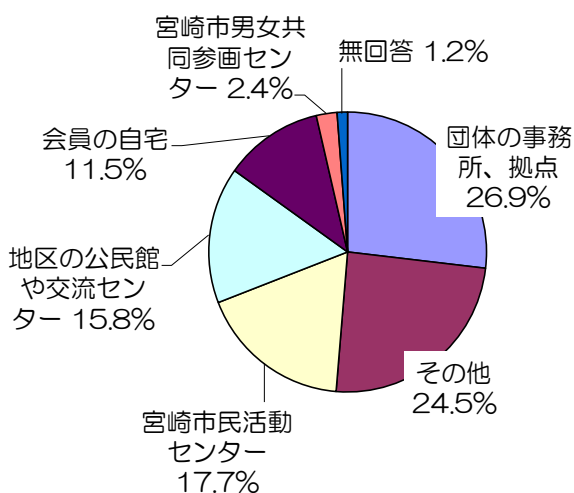
⑤過去 1 年間の主な収入源は何ですか。

(単一回答、n=417、単位：%)



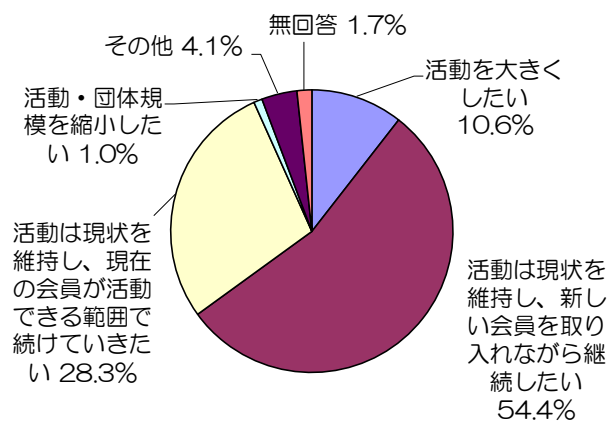
⑥主な活動拠点はどちらですか。

(単一回答、n=417、単位：%)



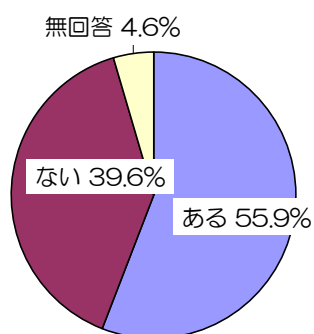
⑦団体のこれからの展望を教えてください。

(単一回答、n=417、単位：%)



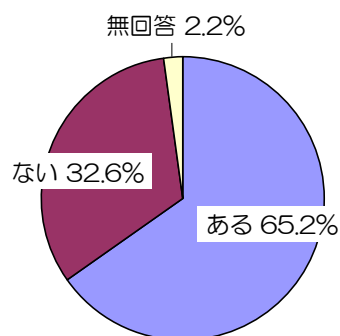
⑧これまで宮崎市役所と連携・協力したことがありますか。

(単一回答、n=417、単位：%)



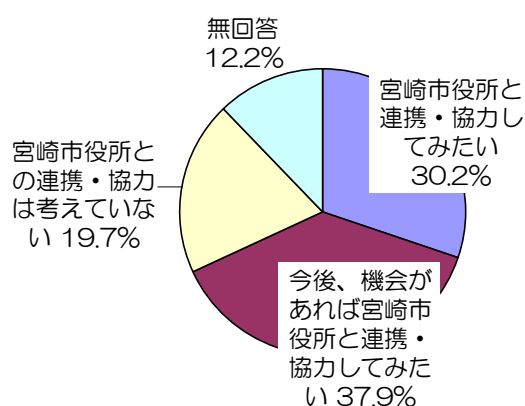
⑨これまで宮崎市役所以外の他の団体と連携・協力したことがありますか。

(単一回答、n=417、単位：%)



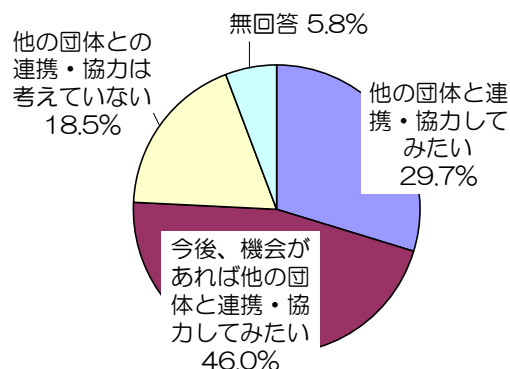
⑩今後、宮崎市役所と連携・協力したいと考えていますか。

(単一回答、n=417、単位：％)



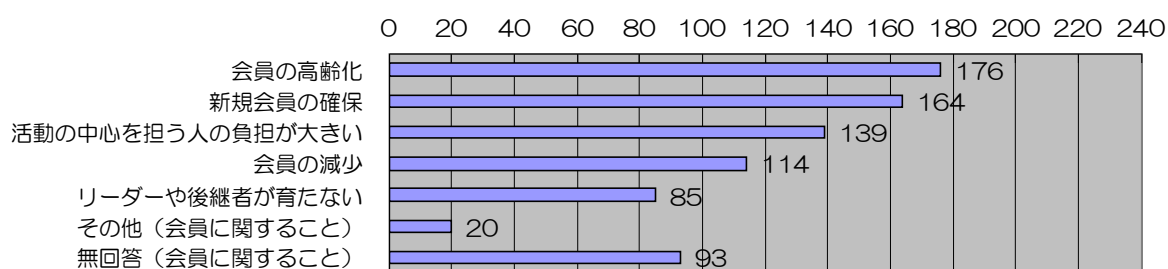
⑪今後、宮崎市役所以外の他の団体と連携・協力したいと考えていますか。

(単一回答、n=417、単位：％)

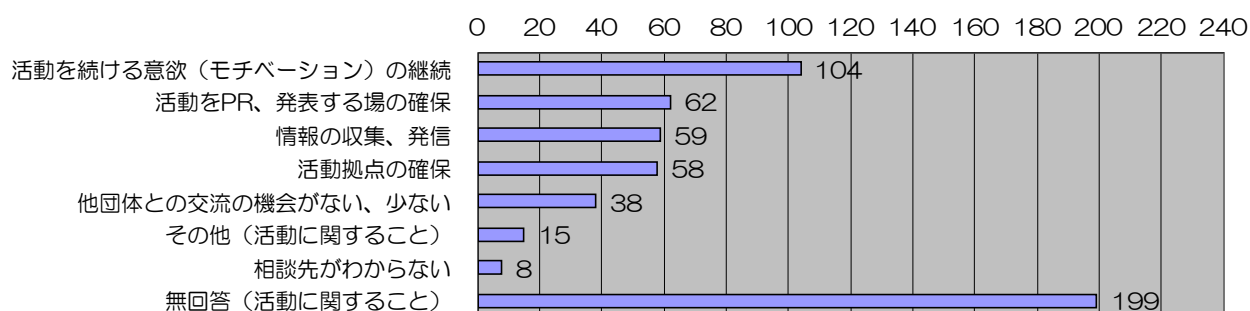


⑫現在の活動において、困っていることは何ですか。(複数回答、n=417、単位：団体)

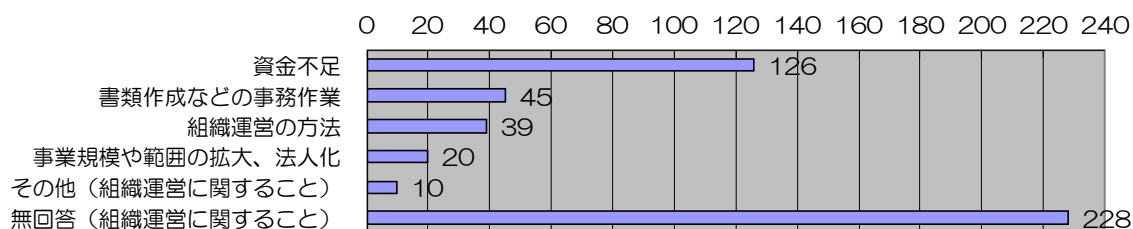
(人材に関すること)



(活動に関すること)



(組織運営に関すること)



10 宮崎市政モニターアンケート結果（抜粋）

（1）調査目的

第五次宮崎市総合計画に合わせて宮崎市市民活動推進基本方針を改訂するに当たり、市民意識を把握し、今後の市民活動推進のための基礎資料とするため。

（2）調査対象

宮崎市政モニター

（3）調査期間

平成31年2月4日～平成31年2月15日

（4）回収結果

配付数	回答数	回収率
167名	147名	88.0%

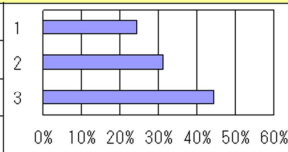
（5）調査結果の表示方法

集計結果については、少数第2位を四捨五入し表示しているため、個々の構成比の合計が、100%にならない場合がある。

（6）調査結果（抜粋）

①市民活動に参加したことはありますか。（単一回答、n=147）

選択肢	回答数	構成比
1 現在参加している	36	24.5%
2 現在は参加していないが、過去に参加したことがある	46	31.3%
3 これまで参加したことはない	65	44.2%
計	147	100.0%

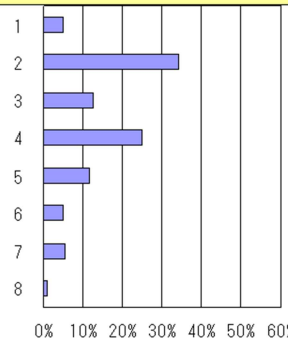


②【①で2または3と回答した方のみ回答】

現在、市民活動に参加していない、あるいは、市民活動に参加しない理由は何ですか。

（複数回答、n=111）

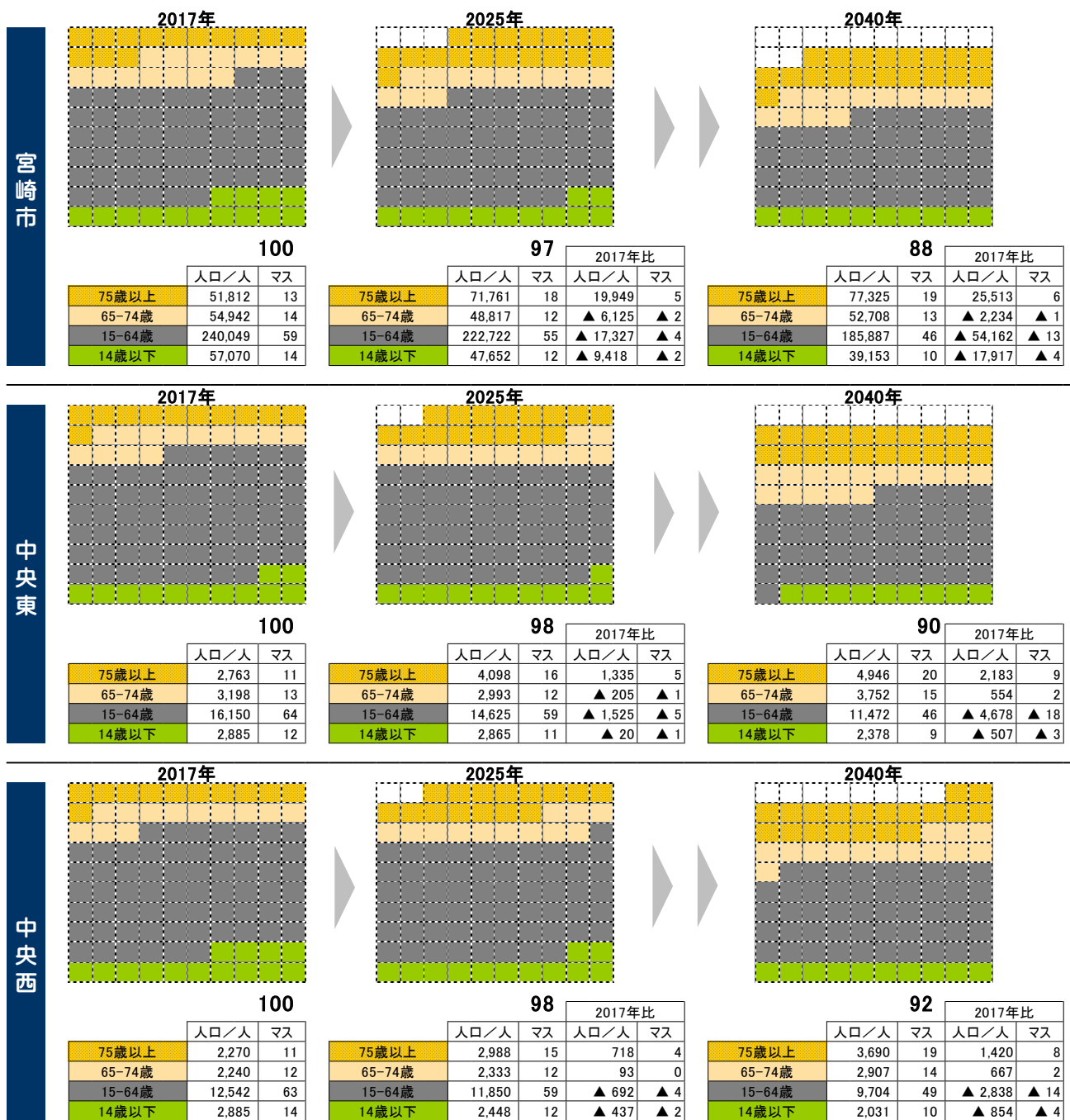
選択肢	回答数	構成比
1 市民活動に関心がないから	9	5.0%
2 忙しくて時間がないから	62	34.3%
3 市民活動に参加する方法や手段が分からないから	23	12.7%
4 参加するきっかけや機会がないから	45	24.9%
5 市民活動に関する情報がないから	21	11.6%
6 特に理由はない	9	5.0%
7 その他	10	5.5%
8 無回答	2	1.1%
計	181	100.0%



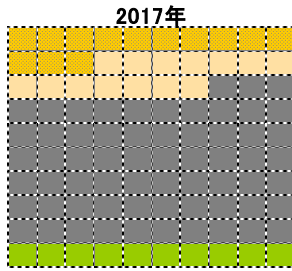
1 1 地域自治区別将来推計人口

【条件】

- ① 2017（平成29）年10月1日現在の住民基本台帳人口をもとに推計している。
- ② 国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに作成し、2017年を基準に、2025年と2040年を100マス表示で比較している。
- ③ 市内間における転居は加味していない。

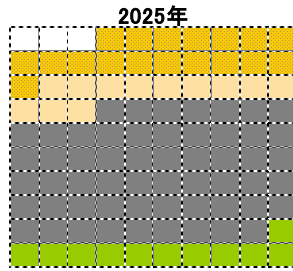


小戸



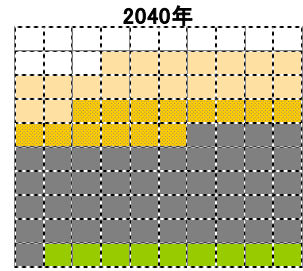
100

	人口／人	マス
75歳以上	1,382	13
65-74歳	1,421	14
15-64歳	6,634	63
14歳以下	1,038	10



97

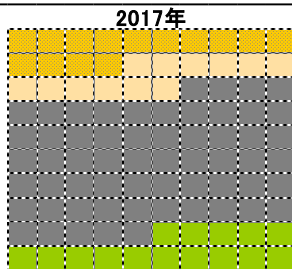
	人口／人	マス	2017年比	
	人口／人	マス	人口／人	マス
75歳以上	1,895	18	513	5
65-74歳	1,230	12	▲ 191	▲ 2
15-64歳	5,867	56	▲ 767	▲ 7
14歳以下	1,156	11	118	1



87

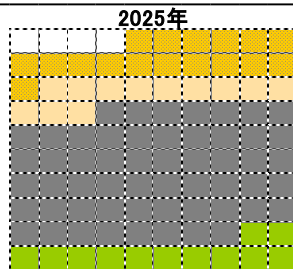
	人口／人	マス	2017年比	
	人口／人	マス	人口／人	マス
75歳以上	2,033	19	651	6
65-74歳	1,412	14	▲ 9	0
15-64歳	4,714	45	▲ 1,920	▲ 18
14歳以下	920	9	▲ 118	▲ 1

大宮



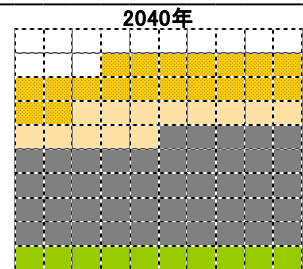
100

	人口／人	マス
75歳以上	3,600	14
65-74歳	3,199	12
15-64歳	14,996	59
14歳以下	3,725	15



96

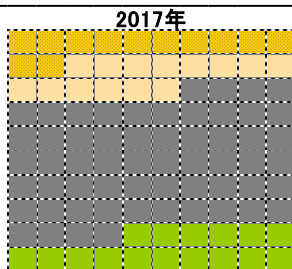
	人口／人	マス	2017年比	
	人口／人	マス	人口／人	マス
75歳以上	4,443	17	843	3
65-74歳	3,048	12	▲ 151	0
15-64歳	14,015	55	▲ 981	▲ 4
14歳以下	3,045	12	▲ 680	▲ 3



87

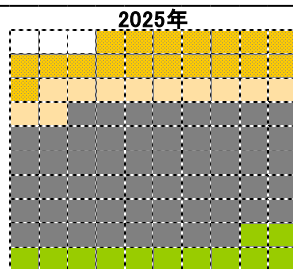
	人口／人	マス	2017年比	
	人口／人	マス	人口／人	マス
75歳以上	4,901	19	1,301	5
65-74歳	3,366	13	167	1
15-64歳	11,588	45	▲ 3,408	▲ 14
14歳以下	2,475	10	▲ 1,250	▲ 5

東大宮



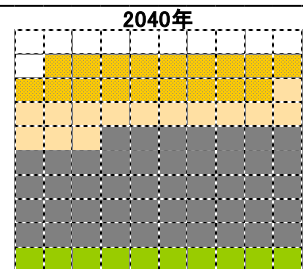
100

	人口／人	マス
75歳以上	1,947	12
65-74歳	2,123	14
15-64歳	9,171	58
14歳以下	2,523	16



97

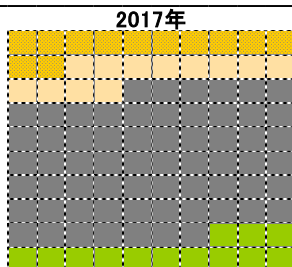
	人口／人	マス	2017年比	
	人口／人	マス	人口／人	マス
75歳以上	2,763	18	816	6
65-74歳	1,758	11	▲ 365	▲ 3
15-64歳	8,868	56	▲ 303	▲ 2
14歳以下	1,938	12	▲ 585	▲ 4



89

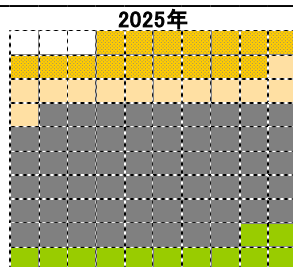
	人口／人	マス	2017年比	
	人口／人	マス	人口／人	マス
75歳以上	2,817	18	870	6
65-74歳	2,268	14	145	0
15-64歳	7,362	47	▲ 1,809	▲ 11
14歳以下	1,540	10	▲ 983	▲ 6

大淀



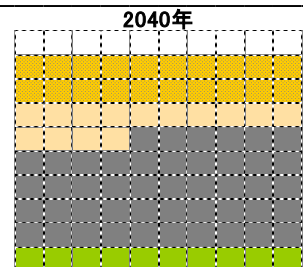
100

	人口／人	マス
75歳以上	2,946	12
65-74歳	2,935	12
15-64歳	15,325	63
14歳以下	3,197	13



97

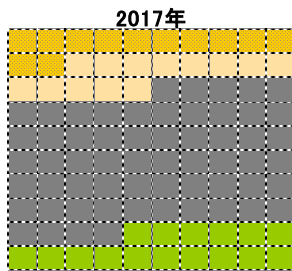
	人口／人	マス	2017年比	
	人口／人	マス	人口／人	マス
75歳以上	3,912	16	966	4
65-74歳	3,075	12	140	0
15-64歳	13,938	57	▲ 1,387	▲ 6
14歳以下	2,856	12	▲ 341	▲ 1



90

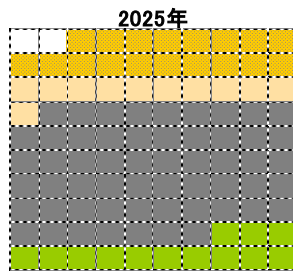
	人口／人	マス	2017年比	
	人口／人	マス	人口／人	マス
75歳以上	4,896	20	1,950	8
65-74歳	3,303	14	368	2
15-64歳	11,286	46	▲ 4,039	▲ 17
14歳以下	2,451	10	▲ 746	▲ 3

大塚



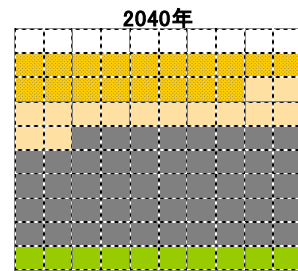
100

	人口／人	マス
75歳以上	2,444	12
65-74歳	2,874	13
15-64歳	12,210	59
14歳以下	3,229	16



98

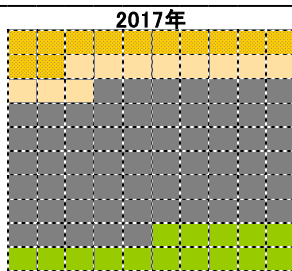
	人口／人	マス	2017年比	人口／人	マス
75歳以上	3,660	18	人口／人	1,216	6
65-74歳	2,318	11	▲ 556	▲ 2	
15-64歳	11,681	56	▲ 529	▲ 3	
14歳以下	2,631	13	▲ 598	▲ 3	



90

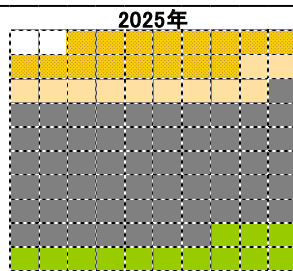
	人口／人	マス	2017年比	人口／人	マス
75歳以上	3,740	18	人口／人	1,296	6
65-74歳	2,863	14	▲ 11	1	
15-64歳	9,900	48	▲ 2,310	▲ 11	
14歳以下	2,091	10	▲ 1,138	▲ 6	

億



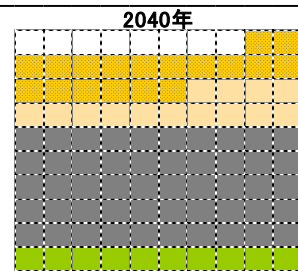
100

	人口／人	マス
75歳以上	4,918	12
65歳以上	4,944	11
15-64歳	25,961	62
14歳以下	6,298	15



98

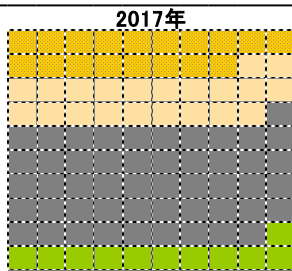
	人口／人	マス	2017年比	人口／人	マス
75歳以上	6,548	16	人口／人	1,630	4
65歳以上	4,698	11	▲ 246	0	
15-64歳	24,501	58	▲ 1,460	▲ 4	
14歳以下	5,635	13	▲ 663	▲ 2	



92

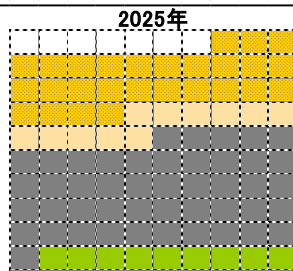
	人口／人	マス	2017年比	人口／人	マス
75歳以上	7,482	18	人口／人	2,564	6
65歳以上	5,720	14	776	3	
15-64歳	21,049	50	▲ 4,912	▲ 12	
14歳以下	4,353	10	▲ 1,945	▲ 5	

大塚台



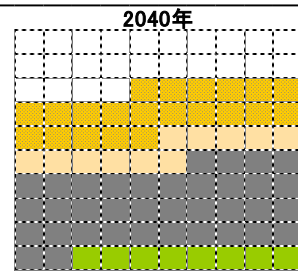
100

	人口／人	マス
75歳以上	1,213	18
65歳以上	1,451	21
15-64歳	3,406	50
14歳以下	745	11



93

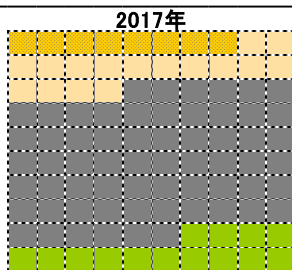
	人口／人	マス	2017年比	人口／人	マス
75歳以上	1,867	27	人口／人	654	9
65歳以上	737	11	▲ 714	▲ 10	
15-64歳	3,098	46	▲ 308	▲ 4	
14歳以下	614	9	▲ 131	▲ 2	



76

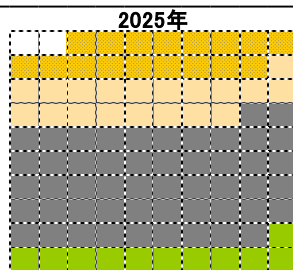
	人口／人	マス	2017年比	人口／人	マス
75歳以上	1,448	21	人口／人	235	3
65歳以上	780	11	▲ 671	▲ 10	
15-64歳	2,421	36	▲ 985	▲ 14	
14歳以下	561	8	▲ 184	▲ 3	

生目台



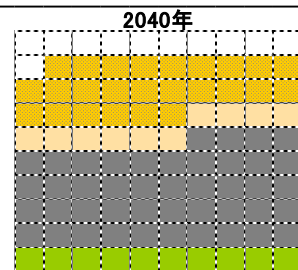
100

	人口／人	マス
75歳以上	663	8
65歳以上	1,193	16
15-64歳	4,904	62
14歳以下	1,098	14



98

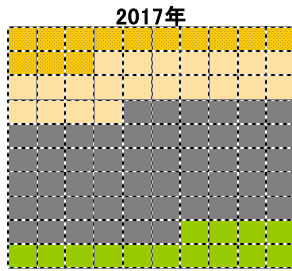
	人口／人	マス	2017年比	人口／人	マス
75歳以上	1,344	17	人口／人	681	9
65歳以上	1,522	19	329	3	
15-64歳	4,015	51	▲ 889	▲ 11	
14歳以下	840	11	▲ 258	▲ 3	



89

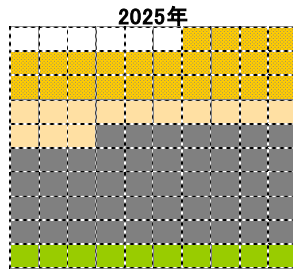
	人口／人	マス	2017年比	人口／人	マス
75歳以上	1,951	25	人口／人	1,288	1
65歳以上	807	10	▲ 386	▲ 6	
15-64歳	3,453	44	▲ 1,451	▲ 18	
14歳以下	771	10	▲ 327	▲ 4	

小松台



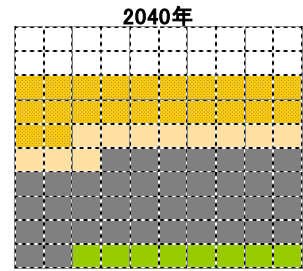
100

	人口／人	マス
75歳以上	753	13
65-74歳	1,188	21
15-64歳	2,962	52
14歳以下	776	14



94

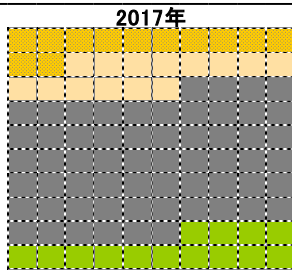
	人口／人	マス	人口／人	マス
75歳以上	1,358	24	605	11
65-74歳	763	13	▲ 425	▲ 8
15-64歳	2,670	47	▲ 292	▲ 5
14歳以下	547	10	▲ 229	▲ 4



80

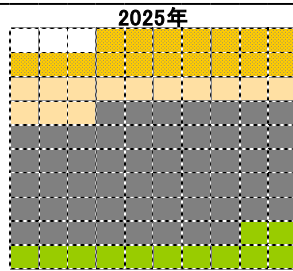
	人口／人	マス	人口／人	マス
75歳以上	1,259	22	506	9
65-74歳	587	11	▲ 601	▲ 10
15-64歳	2,221	39	▲ 741	▲ 13
14歳以下	475	8	▲ 301	▲ 6

赤江



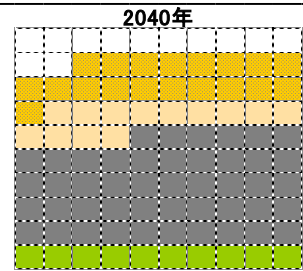
100

	人口／人	マス
75歳以上	4,348	12
65-74歳	4,692	14
15-64歳	21,105	60
14歳以下	4,823	14



97

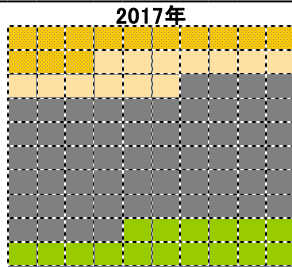
	人口／人	マス	人口／人	マス
75歳以上	6,104	17	1,756	5
65-74歳	4,236	13	▲ 456	▲ 1
15-64歳	19,451	55	▲ 1,654	▲ 5
14歳以下	4,166	12	▲ 657	▲ 2



88

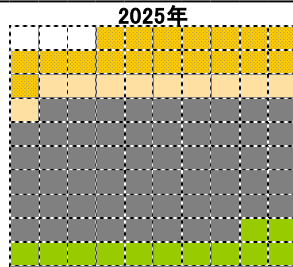
	人口／人	マス	人口／人	マス
75歳以上	6,631	19	2,283	7
65-74歳	4,701	13	9	▲ 1
15-64歳	16,190	46	▲ 4,915	▲ 14
14歳以下	3,339	10	▲ 1,484	▲ 4

本郷



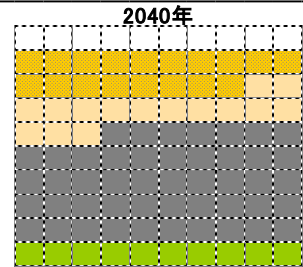
100

	人口／人	マス
75歳以上	2,679	13
65-74歳	2,833	13
15-64歳	12,309	58
14歳以下	3,475	16



97

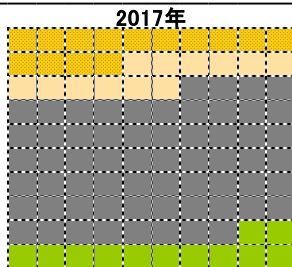
	人口／人	マス	2017年比	人口／人	マス
75歳以上	3,729	18	1050	5	
65-74歳	2,249	10	▲ 584	▲ 3	
15-64歳	12,213	57	▲ 96	▲ 1	
14歳以下	2,532	12	▲ 943	▲ 4	



90

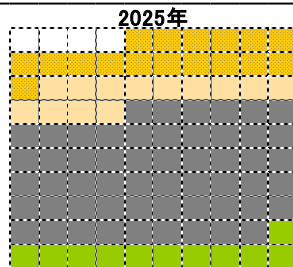
	人口／人	マス	2017年比	
	人口／人	マス	人口／人	マス
75歳以上	3,775	18	1,096	5
65-74歳	3,191	15	358	2
15-64歳	9,914	47	▲ 2,395	▲ 11
14歳以下	2,219	10	▲ 1,256	▲ 6

木花



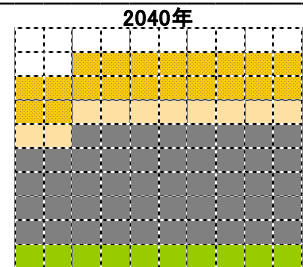
100

	人口／人	マス
75歳以上	1,660	14
65-74歳	1,476	12
15-64歳	7,464	62
14歳以下	1,474	12



96

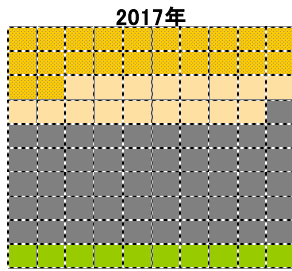
			2017年比	
	人口／人	マス	人口／人	マス
75歳以上	2,029	17	369	3
65-74歳	1,640	13	164	1
15-64歳	6,638	55	▲ 826	▲ 7
14歳以下	1,303	11	▲ 171	▲ 1



88

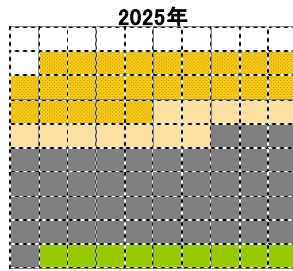
			2017年比	
	人口／人	マス	人口／人	マス
75歳以上	2,385	20	725	6
65-74歳	1,215	10	▲ 261	▲ 2
15-64歳	5,825	48	▲ 1,639	▲ 14
14歳以下	1,188	10	▲ 286	▲ 2

青島



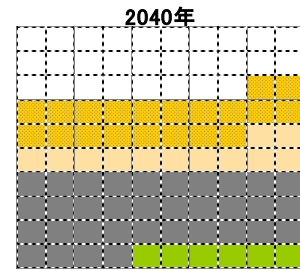
100

	人口／人	マス
75歳以上	834	22
65-74歳	617	17
15-64歳	1,904	51
14歳以下	398	10



89

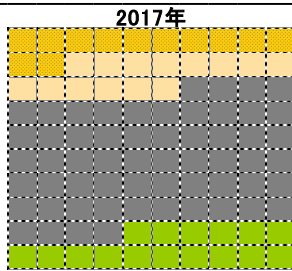
	人口／人	マス	2017年比	
75歳以上	913	24	人口／人	マス
65-74歳	461	12	▲ 156	▲ 5
15-64歳	1,636	44	▲ 268	▲ 7
14歳以下	340	9	▲ 58	▲ 1



72

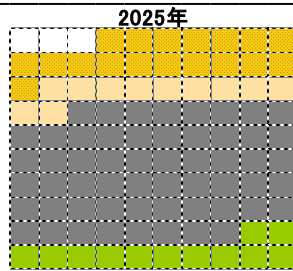
	人口／人	マス	2017年比	
75歳以上	763	20	▲ 71	▲ 2
65-74歳	415	12	▲ 202	▲ 5
15-64歳	1,287	34	▲ 617	▲ 17
14歳以下	242	6	▲ 156	▲ 4

住吉



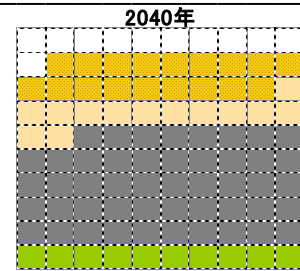
100

	人口／人	マス
75歳以上	2,631	12
65-74歳	3,029	14
15-64歳	12,545	58
14歳以下	3,470	16



97

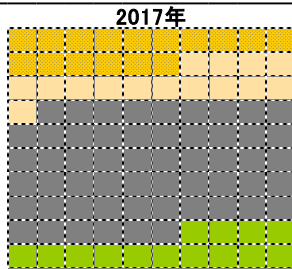
	人口／人	マス	2017年比	
75歳以上	3,841	18	人口／人	マス
65-74歳	2,431	11	▲ 598	▲ 3
15-64歳	12,085	56	▲ 460	▲ 2
14歳以下	2,751	12	▲ 719	▲ 4



89

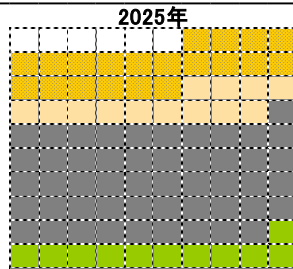
	人口／人	マス	2017年比	
75歳以上	3,862	18	人口／人	マス
65-74歳	2,914	13	▲ 115	▲ 1
15-64歳	10,383	48	▲ 2162	▲ 10
14歳以下	2,224	10	▲ 1246	▲ 6

生目



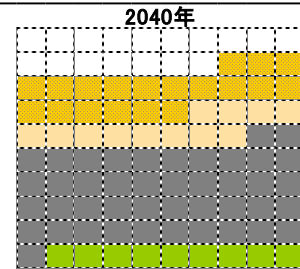
100

	人口／人	マス
75歳以上	2,098	16
65-74歳	1,948	15
15-64歳	7,270	55
14歳以下	1,897	14



94

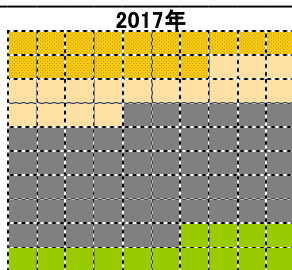
	人口／人	マス	2017年比	
75歳以上	2,638	20	人口／人	マス
65-74歳	1,656	13	▲ 292	▲ 2
15-64歳	6,679	50	▲ 591	▲ 5
14歳以下	1,472	11	▲ 425	▲ 3



83

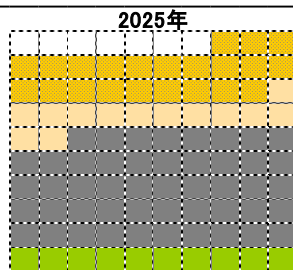
	人口／人	マス	2017年比	
75歳以上	2,538	19	人口／人	マス
65-74歳	1,561	12	▲ 387	▲ 3
15-64歳	5,662	43	▲ 1608	▲ 12
14歳以下	1,155	9	▲ 742	▲ 5

北



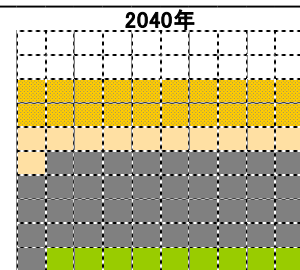
100

	人口／人	マス
75歳以上	1,172	17
65-74歳	1,130	17
15-64歳	3,587	52
14歳以下	933	14



93

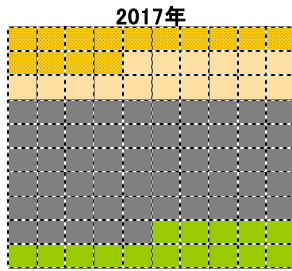
	人口／人	マス	2017年比	
75歳以上	1,518	22	人口／人	マス
65-74歳	848	13	▲ 282	▲ 4
15-64歳	3,268	48	▲ 319	▲ 4
14歳以下	694	10	▲ 239	▲ 4



80

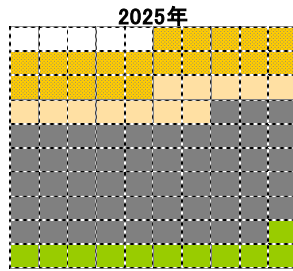
	人口／人	マス	2017年比	
75歳以上	1,370	20	人口／人	マス
65-74歳	774	11	▲ 356	▲ 6
15-64歳	2,705	40	▲ 882	▲ 12
14歳以下	581	9	▲ 352	▲ 5

佐土原



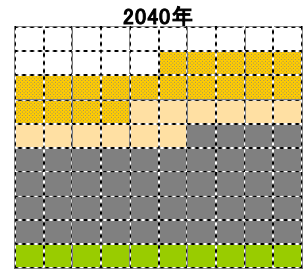
100

	人口／人	マス
75歳以上	4,872	14
65-74歳	5,415	16
15-64歳	19,044	55
14歳以下	5,028	15



95

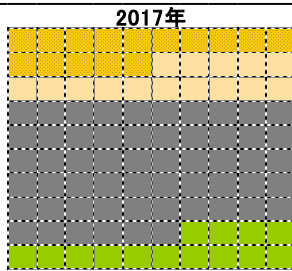
	人口／人	マス	2017年比	人口／人	マス
75歳以上	6,962	20	人口／人	2,090	6
65-74歳	4,075	12	▲ 1,340	▲ 4	
15-64歳	17,873	52	▲ 1,171	▲ 3	
14歳以下	3,871	11	▲ 1,157	▲ 4	



85

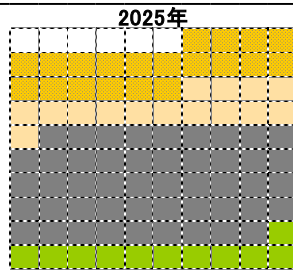
	人口／人	マス	2017年比	人口／人	マス
75歳以上	6,664	19	人口／人	1,792	5
65-74歳	4,144	12	▲ 1,271	▲ 4	
15-64歳	15,052	44	▲ 3,992	▲ 11	
14歳以下	3,211	10	▲ 1,817	▲ 5	

田野



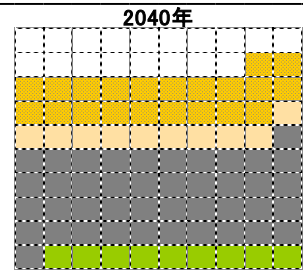
100

	人口／人	マス
75歳以上	1,665	15
65-74歳	1,706	15
15-64歳	6,258	56
14歳以下	1,554	14



94

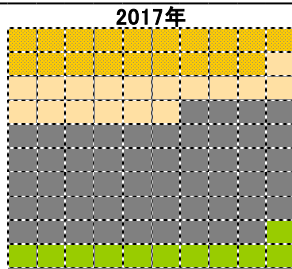
	人口／人	マス	2017年比	人口／人	マス
75歳以上	2,252	20	人口／人	587	5
65-74歳	1,637	15	▲ 69	0	
15-64歳	5,462	48	▲ 796	▲ 8	
14歳以下	1,210	11	▲ 344	▲ 3	



82

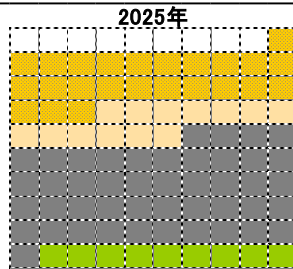
	人口／人	マス	2017年比	人口／人	マス
75歳以上	2,360	21	人口／人	695	6
65-74歳	1,147	10	▲ 559	▲ 5	
15-64歳	4,732	42	▲ 1,526	▲ 14	
14歳以下	964	9	▲ 590	▲ 5	

高岡



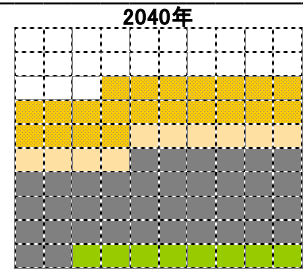
100

	人口／人	マス
75歳以上	2,142	19
65-74歳	1,939	17
15-64歳	5,906	53
14歳以下	1,267	11



91

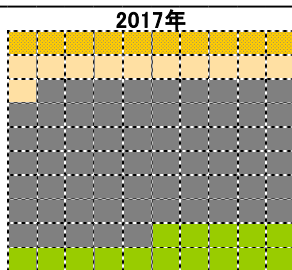
	人口／人	マス	2017年比	人口／人	マス
75歳以上	2,652	24	人口／人	510	5
65-74歳	1,509	13	▲ 430	▲ 4	
15-64歳	5,055	45	▲ 851	▲ 8	
14歳以下	1,075	9	▲ 192	▲ 2	



77

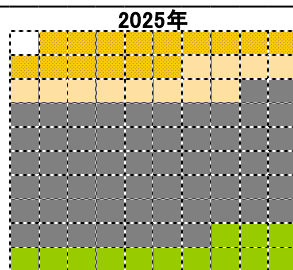
	人口／人	マス	2017年比	人口／人	マス
75歳以上	2,362	21	人口／人	220	2
65-74歳	1,139	10	▲ 800	▲ 7	
15-64歳	4,215	38	▲ 1,691	▲ 15	
14歳以下	902	8	▲ 365	▲ 3	

清武



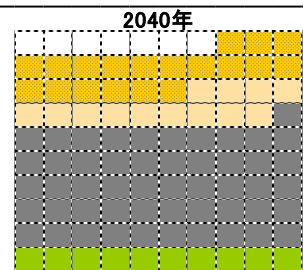
100

	人口／人	マス
75歳以上	2,812	10
65-74歳	3,391	11
15-64歳	18,396	64
14歳以下	4,352	15



99

	人口／人	マス	2017年比	人口／人	マス
75歳以上	4,247	15	人口／人	1,435	5
65-74歳	3,596	12	205	1	
15-64歳	17,233	59	▲ 1,163	▲ 5	
14歳以下	3,662	13	▲ 690	▲ 2	



93

	人口／人	マス	2017年比	人口／人	マス
75歳以上	5,451	19	人口／人	2,639	9
65-74歳	3,740	13	349	2	
15-64歳	14,753	51	▲ 3,643	▲ 13	
14歳以下	3,083	10	▲ 1,269	▲ 5	

地域自治区別将来推計人口

- 【条件】
- ① 2017（平成29）年10月1日現在の住民基本台帳人口をもとに推計している。
 - ② 国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに作成し、2017年を基準に、2020年から2060年までの期間を5年ごとに示している。
 - ③ 市内間における転居は加味していない。

1 中央東											
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
総人口	24,996	24,908	24,582	24,080	23,413	22,547	21,571	20,483	19,296	18,054	
0～14歳	2,885	2,886	2,865	2,738	2,525	2,378	2,210	2,033	1,874	1,767	
15～64歳	16,150	15,482	14,625	13,734	12,602	11,472	10,654	9,909	9,157	8,518	
65～74歳	3,198	3,301	2,993	3,209	3,593	3,752	3,302	2,875	2,733	2,524	
75歳以上	2,763	3,230	4,098	4,400	4,694	4,946	5,405	5,666	5,532	5,245	
0～14歳(割合)	11.5%	11.6%	11.7%	11.4%	10.8%	10.5%	10.2%	9.9%	9.7%	9.8%	
15～64歳(割合)	64.6%	62.2%	59.5%	57.0%	53.8%	50.9%	49.4%	48.4%	47.5%	47.2%	
65～74歳(割合)	12.8%	13.3%	12.2%	13.3%	15.3%	16.6%	15.3%	14.0%	14.2%	14.0%	
75歳以上(割合)	11.1%	13.0%	16.7%	18.3%	20.0%	21.9%	25.1%	27.7%	28.7%	29.1%	

3 小戸											
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
総人口	10,475	10,363	10,149	9,859	9,501	9,078	8,623	8,152	7,666	7,165	
0～14歳	1,038	1,122	1,156	1,095	1,005	920	823	745	698	674	
15～64歳	6,634	6,238	5,867	5,540	5,154	4,714	4,340	3,922	3,478	3,150	
65～74歳	1,421	1,407	1,230	1,256	1,341	1,412	1,351	1,296	1,313	1,171	
75歳以上	1,382	1,596	1,895	1,969	2,001	2,033	2,110	2,189	2,177	2,170	
0～14歳(割合)	9.9%	10.8%	11.4%	11.1%	10.6%	10.1%	9.5%	9.1%	9.1%	9.4%	
15～64歳(割合)	63.3%	60.2%	57.8%	56.2%	54.2%	51.9%	50.3%	48.1%	45.4%	44.0%	
65～74歳(割合)	13.6%	13.6%	12.1%	12.7%	14.1%	15.6%	15.7%	15.9%	17.1%	16.3%	
75歳以上(割合)	13.2%	15.4%	18.7%	20.0%	21.1%	22.4%	24.5%	26.8%	28.4%	30.3%	

5 東大宮											
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
総人口	15,764	15,619	15,327	14,937	14,483	13,987	13,469	12,927	12,324	11,653	
0～14歳	2,523	2,238	1,938	1,692	1,589	1,540	1,502	1,433	1,326	1,206	
15～64歳	9,171	8,916	8,868	8,705	8,154	7,362	6,831	6,481	6,370	6,234	
65～74歳	2,123	2,180	1,758	1,569	1,846	2,268	2,180	1,727	1,302	1,074	
75歳以上	1,947	2,286	2,763	2,971	2,894	2,817	2,956	3,286	3,326	3,139	
0～14歳(割合)	16.0%	14.3%	12.6%	11.3%	11.0%	11.0%	11.1%	11.1%	10.8%	10.3%	
15～64歳(割合)	58.2%	57.1%	57.9%	58.3%	56.3%	52.6%	50.7%	50.1%	51.7%	53.5%	
65～74歳(割合)	13.5%	14.0%	11.5%	10.5%	12.7%	16.2%	16.2%	13.4%	10.6%	9.2%	
75歳以上(割合)	12.4%	14.6%	18.0%	19.9%	20.0%	20.1%	21.9%	25.4%	27.0%	26.9%	

7 大塚											
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
総人口	20,757	20,617	20,290	19,823	19,248	18,594	17,920	17,206	16,438	15,574	
0～14歳	3,229	2,988	2,631	2,290	2,170	2,091	2,009	1,908	1,785	1,644	
15～64歳	12,210	11,818	11,681	11,520	10,785	9,900	9,198	8,678	8,401	8,176	
65～74歳	2,874	2,897	2,318	2,135	2,445	2,863	2,776	2,380	1,922	1,595	
75歳以上	2,444	2,914	3,660	3,878	3,849	3,740	3,938	4,240	4,330	4,159	
0～14歳(割合)	15.6%	14.5%	13.0%	11.6%	11.3%	11.2%	11.2%	11.1%	10.9%	10.6%	
15～64歳(割合)	58.8%	57.3%	57.6%	58.1%	56.0%	53.2%	51.3%	50.4%	51.1%	52.5%	
65～74歳(割合)	13.8%	14.0%	11.4%	10.8%	12.7%	15.4%	15.5%	13.8%	11.7%	10.2%	
75歳以上(割合)	11.8%	14.1%	18.0%	19.6%	20.0%	20.1%	22.0%	24.6%	26.3%	26.7%	

9 大塚台											
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
総人口	6,815	6,609	6,317	5,958	5,579	5,210	4,887	4,585	4,291	4,011	
0～14歳	745	672	614	597	571	561	541	503	454	414	
15～64歳	3,406	3,249	3,098	2,871	2,618	2,421	2,314	2,253	2,232	2,100	
65～74歳	1,451	1,125	737	743	815	780	619	482	396	448	
75歳以上	1,213	1,562	1,867	1,747	1,575	1,448	1,413	1,347	1,209	1,049	
0～14歳(割合)	10.9%	10.2%	9.7%	10.0%	10.2%	10.8%	11.1%	11.0%	10.6%	10.3%	
15～64歳(割合)	50.0%	49.2%	49.0%	48.2%	46.9%	46.5%	47.3%	49.1%	52.0%	52.4%	
65～74歳(割合)	21.3%	17.0%	11.7%	12.5%	14.6%	15.0%	12.7%	10.5%	9.2%	11.2%	
75歳以上(割合)	17.8%	23.6%	29.6%	29.3%	28.2%	27.8%	28.9%	29.4%	28.2%	26.2%	

宮崎市（全体）											
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
総人口	403,873	398,926	390,951	380,787	368,838	355,073	340,389	324,943	308,768	291,719	
0～14歳	57,070	53,144	47,652	42,967	40,725	39,153	37,351	35,140	32,628	30,152	
15～64歳	240,049	229,897	222,722	215,126	202,079	185,887	173,570	163,858	156,974	149,559	
65～74歳	54,942	56,961	48,817	46,007	47,949	52,708	50,662	43,671	37,529	34,219	
75歳以上	51,812	58,924	71,761	76,686	78,084	77,325	78,806	82,273	81,636	77,789	
0～14歳(割合)	14.1%	13.3%	12.2%	11.3%	11.0%	11.0%	11.0%	10.8%	10.6%	10.3%	
15～64歳(割合)	59.4%	57.6%	57.0%	56.5%	54.8%	52.4%	51.0%	50.4%	50.8%	51.3%	
65～74歳(割合)	13.6%	14.3%	12.5%	12.1%	13.0%	14.8%	14.9%	13.4%	12.2%	11.7%	
75歳以上(割合)	12.8%	14.8%	18.4%	20.1%	21.2%	21.8%	23.2%	25.3%	26.4%	26.7%	

2 中央西											
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
総人口	19,937	19,842	19,619	19,287	18,871	18,333	17,700	16,967	16,150	15,243	
0～14歳	2,885	2,730	2,448	2,277	2,134	2,031	1,938	1,819	1,692	1,560	
15～64歳	12,542	12,168	11,850	11,352	10,583	9,704	9,021	8,507	8,116	7,756	
65～74歳	2,240	2,467	2,333	2,379	2,636	2,907	2,924	2,320	1,991	1,781	
75歳以上	2,270	2,478	2,988	3,279	3,518	3,690	4,017	4,321	4,352	4,146	
0～14歳(割合)	14.5%	13.8%	12.5%	11.8%	11.3%	11.1%	10.9%	10.7%	10.5%	10.2%	
15～64歳(割合)	62.9%	61.3%	60.4%	58.9%	56.1%	52.9%	51.0%	50.1%	50.3%	50.9%	
65～74歳(割合)	11.2%	12.4%	11.9%	12.3%	14.0%	15.9%	15.4%	13.7%	12.3%	11.7%	
75歳以上(割合)	11.4%	12.5%	15.2%	17.0%	18.6%	20.1%	22.7%	25.5%	26.9%	27.2%	

4 大宮											
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
総人口	25,520	25,121	24,551	23,879	23,141	22,330	21,446	20,494	19,470	18,383	
0～14歳	3,725	3,468	3,045	2,698	2,566	2,475	2,374	2,256	2,108	1,950	
15～64歳	14,996	14,432	14,015	13,484	12,580	11,588	10,768	10,210	9,870	9,489	
65～74歳	3,199	3,317	3,048	3,033	3,188	3,366	3,216	2,750	2,237	2,005	
75歳以上	3,600	3,904	4,443	4,664	4,806	4,901	5,088	5,279	5,255	4,939	
0～14歳(割合)	14.6%	13.8%	12.4%	11.3%	11.1%	11.1%	11.1%	11.0%	10.8%	10.6%	
15～64歳(割合)	58.8%	57.5%	57.1%	56.5%	54.4%	51.9%	50.2%	49.8%	50.7%	51.6%	
65～74歳(割合)	12.5%	13.2%	12.4%	12.7%	13.8%	15.1%	15.0%	13.4%	11.5%	10.9%	
75歳以上(割合)	14.1%	15.5%	18.1%	19.5%	20.8%	21.9%	23.7%	25.8%	27.0%	26.9%	

6 大湊											
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
総人口	24,403	24,174	23,781	23,287	22,678	21,936	21,066	20,059	18,879	17,879	
0～14歳	3,197	3,026	2,856	2,660	2,534	2,451	2,323	2,149	1,966	1,820	
15～64歳	15,325	14,725	13,938	13,140	12,206	11,286	10,690	10,128	9,723	9,103	
65～74歳	2,935	3,136	3,075	3,253	3,335	3,303	2,896	2,521	2,281	2,254	
75歳以上	2,946	3,286	3,912	4,233	4,603	4,896	5,157	5,261	5,009	4,702	
0～14歳(割合)	13.1%	12.5%	12.0%	11.4%	11.2%	11.2%	11.0%	10.7%	10.4%	10.2%	
15～64歳(割合)	62.8%	60.9%	58.6%	56.4%	53.8%	51.4%	50.7%	50.5%	51.2%	50.9%	
65～74歳(割合)	12.0%	13.0%	12.9%	14.0%	14.7%	15.1%	13.7%	12.6%	12.0%	12.6%	
75歳以上(割合)	12.1%	13.6%	16.5%	18.2%	20.3%	22.3%	24.5%	26.2%	26.4%	26.3%	

8 横											単位：人
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
総人口	42,121	41,891	41,383	40,688	39,759	38,605	37,312	35,870	34,278	32,522	
0～14歳	6,298	6,038	5,635	4,848	4,583	4,353	4,096	3,839	3,611	3,389	
15～64歳	25,961	25,188	24,501	24,149	22,753	21,049	19,595	18,256	17,080	16,367	
65～74歳	4,944	5,203	4,698	4,659	5,099	5,720	5,658	5,219	4,791	4,037	
75歳以上	4,918	5,463	6,548	7,031	7,324	7,482	7,964	8,555	8,796	8,729	
0～14歳（割合）	15.0%	14.4%	13.6%	11.9%	11.5%	11.3%	11.0%	10.7%	10.5%	10.4%	
15～64歳（割合）	61.6%	60.1%	59.2%	59.4%	57.2%	54.5%	52.5%	50.9%	49.8%	50.3%	
65～74歳（割合）	11.7%	12.4%	11.4%	11.5%	12.8%	14.8%	15.2%	14.6%	14.0%	12.4%	
75歳以上（割合）	11.7%	13.0%	15.8%	17.3%	18.4%	19.4%	21.3%	23.8%	25.7%	26.8%	

単位:人

11 小松合										
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	5,679	5,527	5,338	5,108	4,844	4,542	4,260	4,008	3,771	3,546
0～14歳	776	664	547	502	482	475	469	447	410	371
15～64歳	2,962	2,746	2,670	2,527	2,398	2,221	2,034	1,985	1,986	1,904
65～74歳	1,188	1,182	763	620	578	527	626	493	316	340
75歳以上	753	934	1,358	1,460	1,386	1,259	1,131	1,083	1,059	931
0～14歳(割合)	13.7%	12.0%	10.2%	9.8%	10.0%	10.5%	11.0%	11.2%	10.9%	10.5%
15～64歳(割合)	52.2%	49.7%	50.0%	49.5%	49.5%	48.9%	47.8%	49.5%	52.7%	53.7%
65～74歳(割合)	20.9%	21.4%	14.3%	12.1%	11.9%	12.9%	14.7%	12.3%	8.4%	9.6%
75歳以上(割合)	13.3%	16.9%	25.4%	28.6%	28.6%	27.7%	26.5%	27.0%	28.1%	26.3%

単位：人

13 本郷										
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	21,296	21,108	20,724	20,229	19,685	19,100	18,486	17,793	16,990	16,086
0～14歳	3,475	2,950	2,532	2,355	2,247	2,219	2,181	2,078	1,899	1,709
15～64歳	12,309	12,317	12,213	11,806	10,992	9,914	9,391	9,130	9,068	8,815
65～74歳	2,833	2,679	2,249	2,248	2,656	3,191	2,817	2,108	1,566	1,524
75歳以上	2,679	3,163	3,729	3,820	3,789	3,775	4,096	4,567	4,457	4,038
0～14歳(割合)	16.3%	14.0%	12.2%	11.6%	11.4%	11.6%	11.8%	11.7%	11.2%	10.6%
15～64歳(割合)	57.8%	58.4%	58.9%	58.4%	55.8%	51.9%	50.8%	51.3%	53.4%	54.8%
65～74歳(割合)	13.3%	12.7%	10.9%	11.1%	13.5%	16.7%	15.2%	11.3%	9.2%	9.5%
75歳以上(割合)	12.6%	15.0%	18.0%	18.9%	19.2%	19.8%	22.2%	25.7%	26.2%	25.1%

15 青島											單位：人
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
總人口	3,753	3,560	3,349	3,131	2,914	2,707	2,517	2,342	2,177	2,017	
0~14歲	398	377	340	285	260	242	229	222	213	200	
15~64歲	1,904	1,749	1,636	1,553	1,418	1,287	1,167	1,049	992	958	
65~74歲	617	571	461	413	411	415	392	369	296	213	
75歲以上	834	863	913	881	825	763	730	702	675	646	
0~14歲(割合)	10.6%	10.6%	10.1%	9.1%	8.9%	8.9%	9.1%	9.5%	9.8%	9.9%	
15~64歲(割合)	50.7%	49.1%	48.8%	49.6%	48.7%	47.5%	46.4%	44.8%	45.6%	47.5%	
65~74歲(割合)	16.4%	16.0%	13.8%	13.2%	14.1%	15.3%	15.6%	15.7%	13.6%	10.5%	
75歲以上(割合)	22.2%	24.3%	27.2%	28.1%	28.3%	28.2%	29.0%	30.0%	31.0%	32.0%	

	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	13,213	12,873	12,446	11,962	11,447	10,917	10,385	9,870	9,367	8,846
0～14歳	1,897	1,782	1,472	1,272	1,202	1,155	1,111	1,064	998	920
15～64歳	7,270	6,805	6,479	6,530	6,212	5,662	5,205	4,893	4,727	4,572
65～74歳	1,948	1,996	1,656	1,391	1,318	1,561	1,659	1,399	1,098	924
75歳以上	2,098	2,290	2,638	2,768	2,716	2,538	2,410	2,514	2,545	2,430
0～14歳(割合)	14.4%	13.8%	11.8%	10.6%	10.5%	10.6%	10.7%	10.8%	10.7%	10.4%
15～64歳(割合)	55.0%	52.9%	53.7%	54.6%	54.3%	51.9%	50.1%	49.6%	50.5%	51.7%
65～74歳(割合)	14.7%	15.5%	13.3%	11.6%	11.5%	14.3%	16.0%	14.2%	11.7%	10.4%
75歳以上(割合)	15.9%	17.8%	21.2%	23.1%	23.7%	23.3%	23.2%	25.5%	27.2%	27.5%

	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	34,359	33,702	32,781	31,665	30,422	29,071	27,753	26,467	25,157	23,801
0～14歳	5,028	4,512	3,871	3,470	3,314	3,211	3,108	2,952	2,741	2,499
15～64歳	19,044	18,166	17,873	17,287	16,371	15,052	14,081	13,397	13,054	12,671
65～74歳	5,415	5,390	4,075	3,626	3,725	4,144	4,101	3,432	2,772	2,421
75歳以上	4,872	5,634	6,962	7,283	7,012	6,664	6,462	6,685	6,590	6,210
0～14歳(割合)	14.6%	13.4%	11.8%	11.0%	10.9%	11.0%	11.2%	11.2%	10.9%	10.5%
15～64歳(割合)	55.4%	53.9%	54.5%	54.6%	53.8%	51.8%	50.7%	50.6%	51.9%	53.2%
65～74歳(割合)	15.8%	16.0%	12.4%	11.5%	12.2%	14.3%	14.8%	13.0%	11.0%	10.2%
75歳以上(割合)	14.2%	16.7%	21.2%	23.0%	23.1%	22.9%	23.3%	25.3%	26.2%	26.1%

21 高岡											単位：人
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
総人口	11,254	10,802	10,291	9,745	9,184	8,617	8,075	7,569	7,112	6,677	
0～14歳	1,267	1,210	1,075	974	935	902	862	808	749	689	
15～64歳	5,906	5,376	5,055	4,823	4,528	4,215	3,920	3,721	3,587	3,409	
65～74歳	1,939	1,885	1,509	1,260	1,132	1,139	1,120	990	821	775	
75歳以上	2,142	2,331	2,652	2,688	2,588	2,362	2,173	2,050	1,956	1,804	
0～14歳（割合）	11.3%	11.2%	10.4%	10.0%	10.2%	10.5%	10.7%	10.7%	10.5%	10.3%	
15～64歳（割合）	52.5%	49.8%	49.1%	49.5%	49.3%	48.9%	48.5%	49.2%	50.4%	51.1%	
65～74歳（割合）	17.2%	17.4%	14.7%	12.9%	12.3%	13.2%	13.9%	13.1%	11.5%	11.6%	
75歳以上（割合）	19.0%	21.6%	25.8%	27.6%	28.2%	27.4%	26.8%	27.1%	27.5%	27.0%	

12 赤江										単位:人
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	34,968	34,611	33,957	33,098	32,066	30,861	29,567	28,203	26,778	25,261
0～14歳	4,823	4,601	4,166	3,713	3,496	3,339	3,165	2,971	2,772	2,582
15～64歳	21,105	20,154	19,451	18,879	17,744	16,190	14,984	13,994	13,264	12,619
65～74歳	4,692	4,852	4,236	3,962	4,104	4,701	4,638	4,031	3,483	3,048
75歳以上	4,348	5,005	6,104	6,543	6,722	6,631	6,781	7,207	7,258	7,012
0～14歳(割合)	13.8%	13.3%	12.3%	11.2%	10.9%	10.8%	10.7%	10.5%	10.4%	10.2%
15～64歳(割合)	60.4%	58.2%	57.3%	57.0%	55.3%	52.5%	50.7%	49.6%	49.5%	50.0%
65～74歳(割合)	13.4%	14.0%	12.5%	12.0%	12.8%	15.2%	15.7%	14.3%	13.0%	12.1%
75歳以上(割合)	12.4%	14.5%	18.0%	19.8%	21.0%	21.5%	22.9%	25.6%	27.1%	27.8%

14 木花										単位:人
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	12,074	11,866	11,610	11,320	10,999	10,613	10,151	9,665	9,195	8,743
0～14歳	1,474	1,371	1,303	1,269	1,226	1,188	1,116	1,016	914	841
15～64歳	7,464	7,018	6,638	6,329	6,110	5,825	5,622	5,423	5,175	4,884
65～74歳	1,476	1,735	1,640	1,448	1,256	1,215	1,157	1,052	1,068	1,359
75歳以上	1,660	1,742	2,029	2,274	2,406	2,385	2,255	2,174	2,038	1,929
0～14歳(割合)	12.2%	11.6%	11.2%	11.2%	11.1%	11.2%	11.0%	10.5%	9.9%	9.6%
15～64歳(割合)	61.8%	59.1%	57.2%	55.9%	55.6%	54.9%	55.4%	56.1%	56.3%	50.1%
65～74歳(割合)	12.2%	14.6%	14.1%	12.8%	11.4%	11.4%	11.4%	10.9%	11.6%	18.2%
75歳以上(割合)	13.7%	14.7%	17.5%	20.1%	21.9%	22.5%	22.2%	22.5%	22.2%	22.1%

16 住吉										単位:人
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	21,675	21,473	21,107	20,632	20,054	19,382	18,688	17,978	17,221	16,371
0～14歳	3,470	3,193	2,751	2,405	2,293	2,224	2,142	2,043	1,913	1,765
15～64歳	12,545	12,138	12,085	11,984	11,379	10,383	9,650	9,108	8,884	8,665
65～74歳	3,029	3,110	2,431	2,141	2,328	2,914	2,977	2,505	1,972	1,617
75歳以上	2,631	3,033	3,841	4,101	4,055	3,862	3,920	4,322	4,453	4,324
0～14歳(割合)	16.0%	14.9%	13.0%	11.7%	11.4%	11.5%	11.5%	11.4%	11.1%	10.8%
15～64歳(割合)	57.9%	56.5%	57.3%	58.1%	56.7%	53.6%	51.6%	50.7%	51.6%	52.9%
65～74歳(割合)	14.0%	14.5%	11.5%	10.4%	11.6%	15.0%	15.9%	13.9%	11.5%	9.9%
75歳以上(割合)	12.1%	14.1%	18.2%	19.9%	20.2%	19.9%	21.0%	24.0%	25.9%	26.4%

18 北										单位:人
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	6,822	6,593	6,328	6,037	5,735	5,429	5,141	4,865	4,599	4,335
0～14歳	933	814	694	610	591	581	570	547	510	463
15～64歳	3,587	3,388	3,268	3,150	2,974	2,705	2,522	2,412	2,375	2,317
65～74歳	1,130	1,106	848	735	693	774	771	611	465	410
75歳以上	1,172	1,285	1,518	1,542	1,478	1,370	1,278	1,294	1,249	1,145
0～14歳(割合)	13.7%	12.3%	11.0%	10.1%	10.3%	10.7%	11.1%	11.3%	11.1%	10.7%
15～64歳(割合)	52.6%	51.4%	51.6%	52.2%	51.9%	49.8%	49.1%	49.6%	51.6%	53.4%
65～74歳(割合)	16.6%	16.8%	13.4%	12.2%	12.1%	14.3%	15.0%	12.6%	10.1%	9.5%
75歳以上(割合)	17.2%	19.5%	24.0%	25.5%	25.8%	25.2%	24.9%	26.6%	27.2%	26.4%

20 田 野										単位:人
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	11,183	10,907	10,561	10,154	9,701	9,203	8,691	8,207	7,759	7,325
0～14歳	1,554	1,430	1,210	1,045	1,002	964	925	886	832	768
15～64歳	6,258	5,714	5,462	5,312	5,042	4,732	4,371	4,087	3,937	3,806
65～74歳	1,706	1,945	1,637	1,291	1,123	1,147	1,224	1,171	944	781
75歳以上	1,665	1,818	2,252	2,506	2,535	2,360	2,170	2,063	2,046	1,970
0～14歳(割合)	13.9%	13.1%	11.5%	10.3%	10.3%	10.5%	10.6%	10.8%	10.7%	10.5%
15～64歳(割合)	56.0%	52.4%	51.7%	52.3%	52.0%	51.4%	50.3%	49.8%	50.7%	52.0%
65～74歳(割合)	15.3%	17.8%	15.5%	12.7%	11.6%	12.5%	14.1%	14.3%	12.2%	10.7%
75歳以上(割合)	14.9%	16.7%	21.3%	24.7%	26.1%	25.6%	25.0%	25.1%	26.4%	26.9%

22 清武										単位:人
	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	28,951	28,939	28,739	28,355	27,802	27,027	26,089	25,043	23,912	22,706
0～14歳	4,352	4,088	3,662	3,356	3,213	3,083	2,916	2,725	2,527	2,343
15～64歳	18,396	17,996	17,233	16,653	15,813	14,753	13,876	13,105	12,395	11,578
65～74歳	3,391	3,923	3,596	3,465	3,504	3,740	3,691	3,353	3,109	3,047
75歳以上	2,812	3,232	4,247	4,880	5,272	5,451	5,606	5,859	5,880	5,738
0～14歳(割合)	15.0%	14.1%	12.7%	11.8%	11.6%	11.4%	11.2%	10.9%	10.6%	10.3%
15～64歳(割合)	63.5%	61.2%	60.0%	58.7%	56.9%	54.6%	53.2%	52.3%	51.8%	51.0%
65～74歳(割合)	11.7%	13.6%	12.5%	12.2%	12.6%	13.8%	14.1%	13.4%	13.0%	13.4%
75歳以上(割合)	9.7%	11.2%	14.8%	17.2%	19.0%	20.2%	21.5%	23.4%	24.6%	25.3%

※数値は四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

表紙のイラストの解説



オストメイト用設備／
オストメイト



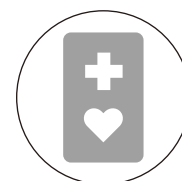
チェックイン／受付



ベビーケアルーム



広域避難場所



ヘルプマーク



公園



障がいのある人が
使える設備



休憩所／待合室



くず入れ



カート



高齢者優先設備



飲料水

宮崎市市民活動推進基本方針（改訂版）

発行 令和 2（2020）年 3 月 宮崎市

編集 宮崎市 地域振興部 文化・市民活動課
〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西一丁目 1 番 1 号
TEL : 0985-21-1835 FAX : 0985-20-1564

宮崎市 地域振興部 地域コミュニティ課
〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西一丁目 1 番 1 号
TEL : 0985-21-1714 FAX : 0985-22-0200